

青丘学院つくば中学校・高等学校

危機管理マニュアル（2024再改訂版）

《目次》

1	学校における危機管理の考え方	2
2	事故対処の基本	4
3	学校管理下における事故の措置	5
4	日本スポーツ振興センターの申請	7
5	宿泊を伴う学習および校外学習等の学習における緊急時	8
6	生徒の交通事故	9
7	いじめの早期発見	10
8	体罰（暴力）事件発生	11
9	食中毒発生	12
10	校舎内不審者立ち入りの対応（ 3段階チェック ）	13
11	生徒間暴力・対人暴力	14
12	対教師暴力	15
13	器物損壊	16
14	登下校時（通学生）の緊急事態（不審者事案）	17
15	事件・事故発生時の報道機関への対応	18
16	教職員不祥事防止のために	19
17	けがや病気の応急手当の例	21
18	情報機器におけるいじめ・誹謗中傷等の対応	24
19	アレルギー症状への緊急時の対応	25
20	改訂追補 熱中症をふせぐために	26
	【様式1】事故報告書（救急時記録表）	29
	「体罰の根絶に向けて」セルフチェックシート	30

1 学校における危機管理の考え方

○ 学校の危機管理とは

- **事前の危機管理**(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- **個別の危機管理**(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- **事後の危機管理**(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

※「学校危機管理マニュアル作成の手引」より

■ 学校に関する事故等の発生

○ 生徒に関すること

- ①学校管理下における事故等 ・暴力・いじめ、体育や運動部活動での事故・頭頸部外傷、熱中症・食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等
- ②犯罪被害 ・不審者侵入・性的被害・誘拐等生徒の安全を脅かす犯罪被害
- ③交通事故 ・登下校・校外活動中の交通事故
- ④災害 ・地震・風水害・竜巻など (※防災マニュアル)
- ⑤その他の危険 ・家出、学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等

○ 教職員に関すること → 体罰・人権侵害・交通事故・違反・個人情報流出等の信用失墜行為

○ 施設・設備に関すること → 施設の破損による事故

○ 保護者・地域とのトラブル

■ 事故発生の原因

意識の低さ・認識の甘さ・不用意な言動・予測できない行動・自然災害・安全点検の不備・人間関係の希薄化等

■ 指摘される問題点

- ・教職員の危機意識が低いこと。学校社会の閉鎖性。危機に対応する組織力が脆弱なこと。
- ・生徒の生命の安全、人権尊重こそが最優先であるという認識が甘いこと。

危機管理の立場から、学校経営管理全般の見直し・改善を図る

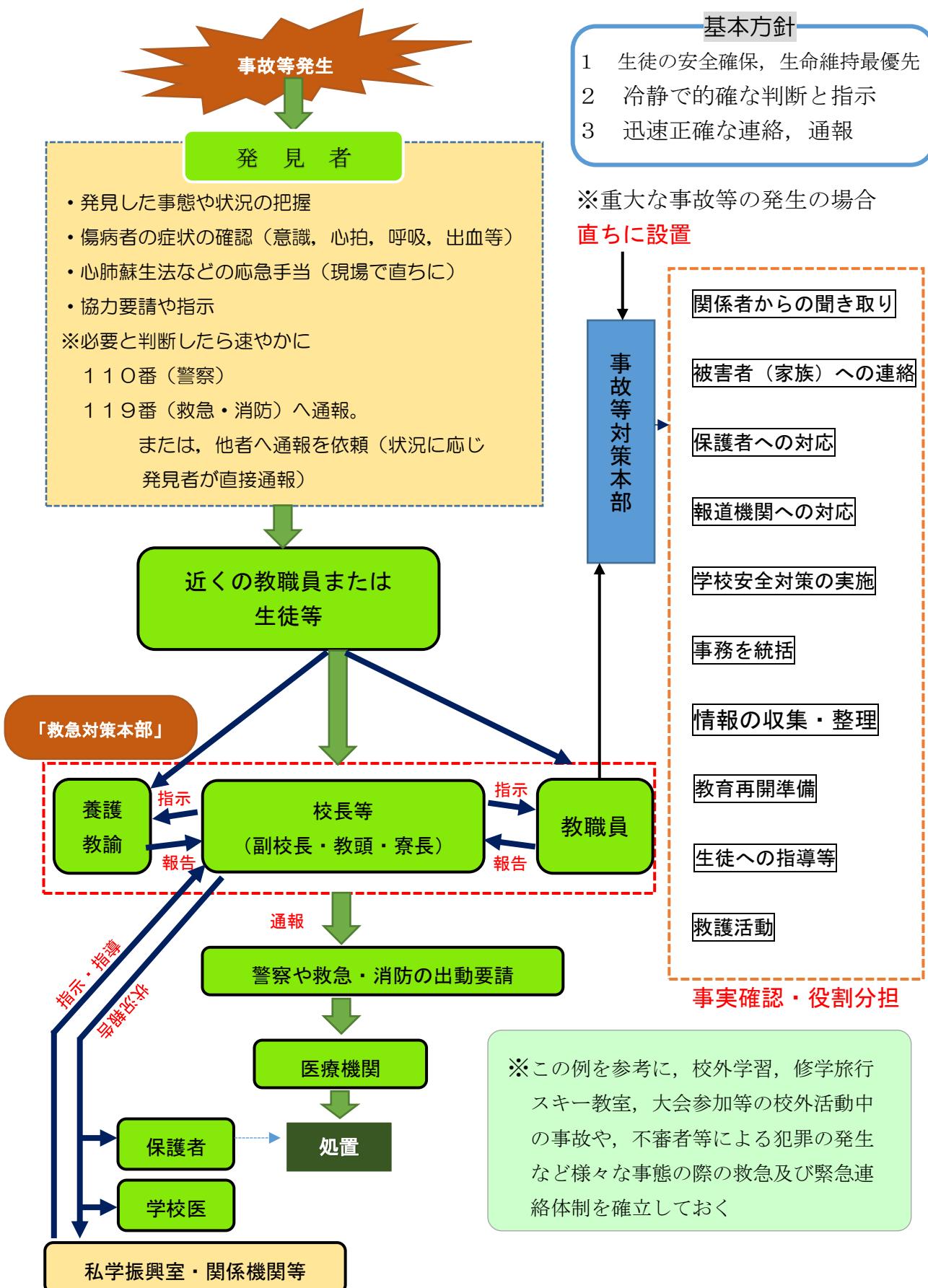
《危機管理具体化のための展開プラン》

		事 前	発生時	事 後
危機管理の4段階		① 危険の発生と発見 (危機の予知・予測)	② 危機の回避 (危機の防止・抑止)	③ 危機への対応 (危機への最小限防止)
予想される内容		危機への対応		
生徒に 関して	授業中 学校行事 休み時間 放課後 部活動 休業中 登下校(通学生) 学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教育活動における起こりうる危機の洗い出し <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">生徒の安全・安心</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危機意識の高揚と安全管理、安全指導の充実 ・起こりうる危機を予測した計画の立案と事前指導の徹底 ・保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ○事故発生の事実と経過 ○事故者と事故の程度 ○これまでの措置 ・緊急時の指導体制を確立し、実践する <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">①的確な判断 ②迅速な処理 ③誠実な対応 ④詳細な記録 ⑤窓口の一本化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">関係者との連携</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">関係機関との連携</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">行政機関への報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">回復・修復への努力</div>
教職員に 関して	体罰 人権侵害 交通事故・違反 人間関係 金銭盗難 触法行為 服務規律違反 公務災害 保護者・地域とのトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰容認の姿勢 日頃の言動 ・性格個性の把握 ・教育観、指導観 価値観の把握 ・心身の健康状態の見極め ・予兆・兆候の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人権意識の高揚 ・人権やサービスに関する研修の実践 ・個性や価値観の違いに応じた指導の実践 ・ゆとりある教育活動 ・対話できる雰囲気の確立 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">回復・修復への努力</div>
施設	瑕疵による事故 使用方法の不備による事故	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険箇所の把握 ・安全管理の現状把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・管理の充実 ・修理・修復の迅速化 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">回復・修復への努力</div>
その他	非常災害 自然災害 地域との問題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、関係との連携 ・その他の起こりうる災害やトラブル等の予測をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーション訓練の実施 ・情報の収集と活用 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">回復・修復への努力</div>

■留意点

- ① 各分掌教科で、危機管理の視点から年間計画作成時から予測できる危機を洗い出す。
- ② 想定を越える危機が起きる場合もあるので、弾力的な運用ができるように努める。
- ③ 日ごろから指導・点検が重要であることを意識し、実践する。
- ④ 専門家、専門機関との連携で指導・点検・研修等を実施する。
- ⑤ 指導・点検が形骸化しないよう生徒の視点を加えるなど、つねに工夫・改善を図る。

2 事故対処の基本 ※「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照



学校としての対応《組織的対応》

- ① 教師の役割分担（本部、外部対応、情報処理、指導、記録等）
- ② 被害者救済と加害者の処置
- ③ 一般生徒への指導（安全確保と動搖の防止）
- ④ 情報の収集と整理・記録、並びに管理、分析
- ⑤ 教職員への情報提供と対策の協議
- ⑥ 保護者への対応（関係者及び一般）
- ⑦ 地域・関係機関等への対応
- ⑧ マスコミへの対応
- ⑨ 以後の日程の決定及び情報提供

■ 私学振興室ほか関係機関等に報告を必要と考えられる学校事故例

- 1 生徒の身体、生命の危機に関わるもの。（例；家出、行方不明、性的被害、傷害、自殺等）
- 2 事故の内容が入院治療を必要とするもの。（例；交通事故、部活動中の事故、実験中の事故等）
- 3 当事者間で、将来損害賠償等の問題発生が予想されるもの。（例；加害行為による傷害等）
- 4 他校、他地区生徒と関連があるもの。（例；SNSによる誹謗・中傷、生徒間抗争、喧嘩）
- 5 警察官の補導等他の機関と関連があるもの。（例；万引き、飲酒、喫煙、薬物乱用）
- 6 新聞、テレビ等報道機関による報道が予想されるもの。
- 7 学校又は法人の管理責任等の問われる虞れのあるもの。
- 8 その他校長が必要と認めたもの。

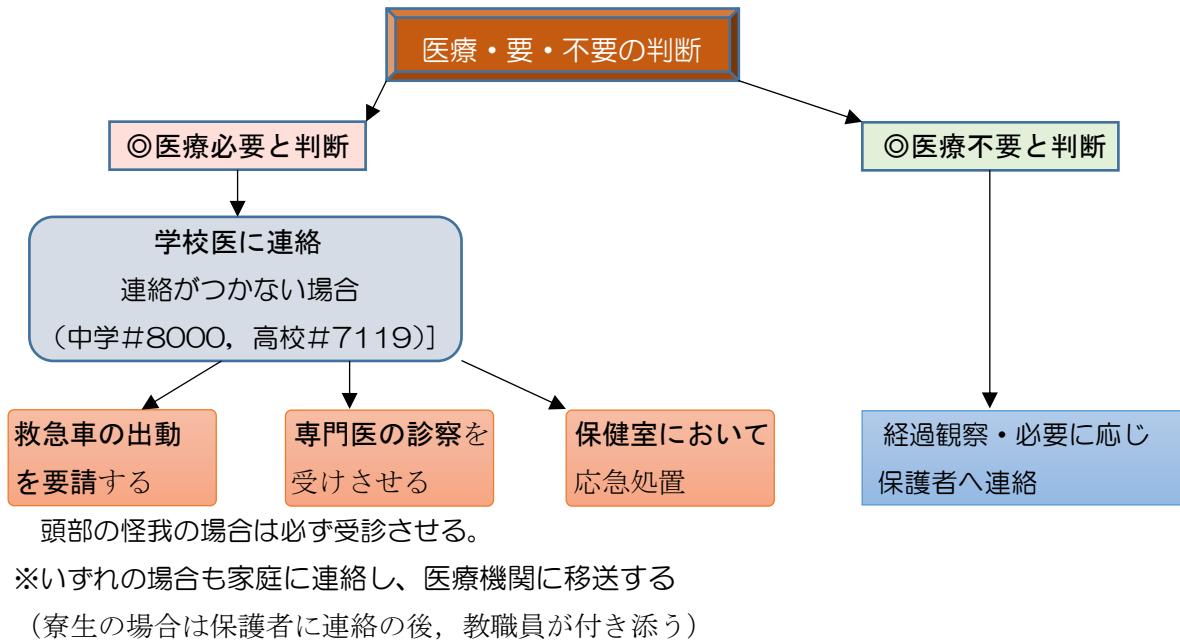
3 学校管理下における事故の措置

学校管理下の範囲

- 1 学校が編成した教育課程に基づく授業、学校行事に参加している時。
- 2 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている時。
- 3 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる時。
- 4 通常の経路、方法により通学（登・下校）している時。（**通学生**）

(1) 事故発生時の処理

その場にいる者が、医療の要・不要の判断をする。(最終判断は管理職と養護教諭)



緊急を要する場合

- ◎ 校長等と相談して救急車の出動を要請する。
- ◎ 家庭に連絡をした後、関係機関等へも状況報告を行う。
- ◎ 医療機関の選択は保護者の意向に従うことを原則とし、連絡が取れない場合は「保健調査票」を参考にする。それでも判断がつかない場合は、校長と相談する。

※保健室に生徒（保護者）から提出されている「保健調査票」を参考にする。

- ・保護者の勤務先
- ・かかりつけの医師、病院
- ・緊急連絡先
- ・特異体質
- ・血液型 等

緊急を要しない場合

- ◎ 応急処置をした後、家庭に連絡をし、寮生は教職員が医療機関への移送し、通学生は状況に応じて保護者に移送を委ねる。
- ◎ 応急処置をした後、様子を見る。放課後又は症状が悪化したら、専門医の診察を受けさせる。(通学生は受診するよう保護者に連絡する)

(2) 事故報告

- (1) 事故発生時に指導していた初期対応者または担任、部活動の顧問等が必ず校長（教頭）、養護教諭に報告する。
- (2) 事故報告は、発生時に口頭で、後に所定の事故報告書（【様式1】）に、初期対応者または担任（部活動時は顧問）が記入し報告する。
(※軽微な怪我等医師の診断を必要としないものについては報告を必要としない。)
- (3) 医療機関で治療を受けた場合は、受診後の様子を校長（教頭）に初期対応者または担任、部活動顧問、養護教諭等が報告する。
- (4) 事故を単なる偶発的なものとせず、安全指導につなげる。

4 日本スポーツ振興センターの申請（※事務が行う）

給付の基準・支給額

- ◎ 学校管理下における事故・疾病・廃疾・死亡に対して支給される。
- ◎ 療養に要した額が、5,000円以上（窓口支払いが1,500円以上）の場合に支給される。
※1,500円未満の場合で寮生および石岡市に在住の生徒の場合は医療福祉支給制度を利用する（他の市町村等に住民票がある場合は、地域によって呼称が異なる〔「こども医療費」〕ので注意する）
- ◎ 給付額は、療養費の10分の4支給である。

1 申請の手順 ・事故 → 医療機関に移送 → 事故報告 → 申請 ・申請は事務がまとめて行う。

2 生徒への指導

- ・事故・怪我の場合や医療機関にかかった場合は、必ず担任に申し出るように指導する。
- ・給付金の支給は、申請してから約2～3か月後になる。それまでは自己。
- ・1,500円未満の場合は、子ども医療費を利用する。

3 教職員への周知事項

- ・生徒から事故報告があった場合は、必ず校長（教頭）、養護教諭に報告。
- ・担任は、事故報告書を速やかに作成し、養護教諭に提出する。

5 宿泊を伴う学習および校外学習等の学習における緊急時

1 交通事故・怪我に在 2 病気・食中毒の発生

- 事故（食中毒）の程度により行事の続行については校長の判断に委ねる。
- けが人（入院を必要とする生徒）が出た場合は引率代表者が病院に出向き、管理職が到着するまでその場にとどまる。また、校長の指示を受けつつ旅行のその他の進行を指揮する。

3 火災の発生

4 地震の発生

- 概ね1, 2の対処法に準ずるが、火災、地震の程度によりその対応が異なる。
地震については学校防災マニュアル参照

5 旅行時の重大事故（生徒、職員）

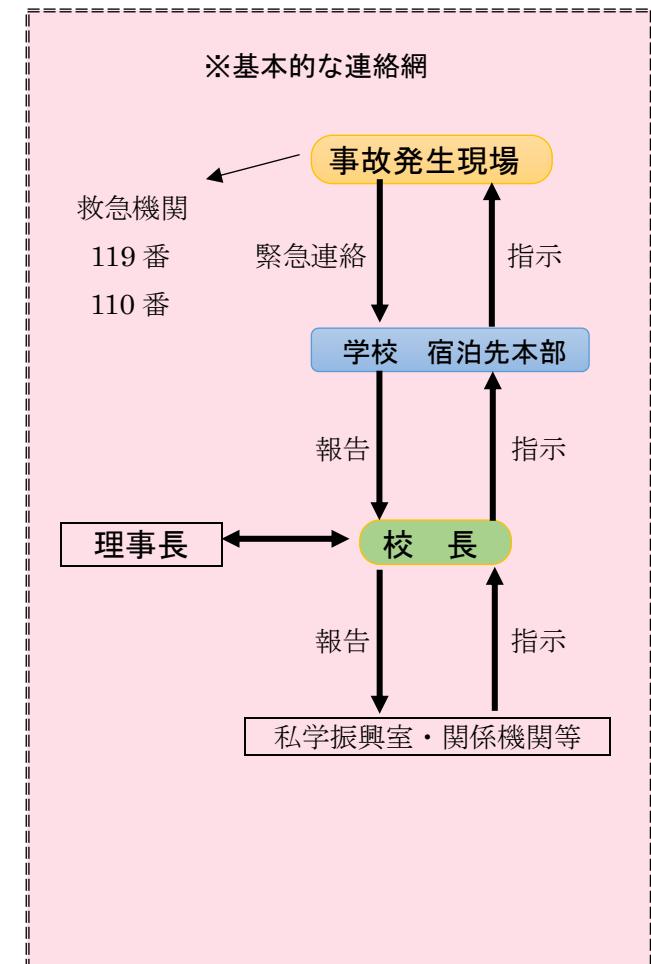
- 事故の内容により対処の仕方が異なるが、基本的にすべてのことに関して校長から指示を受ける。
- 病院または、警察等に管理職等が出向かなければならぬ場合は、校長からの指示を受け旅行代表者が出向く。
- 家庭への連絡は原則として、担任から学校からの連絡網を利用して行う。

6 その他（盗難、紛失等）

- 臨機応変に対応することを基本とする。

7 新型コロナ感染症陽性等の疑いのある生徒が出た場合

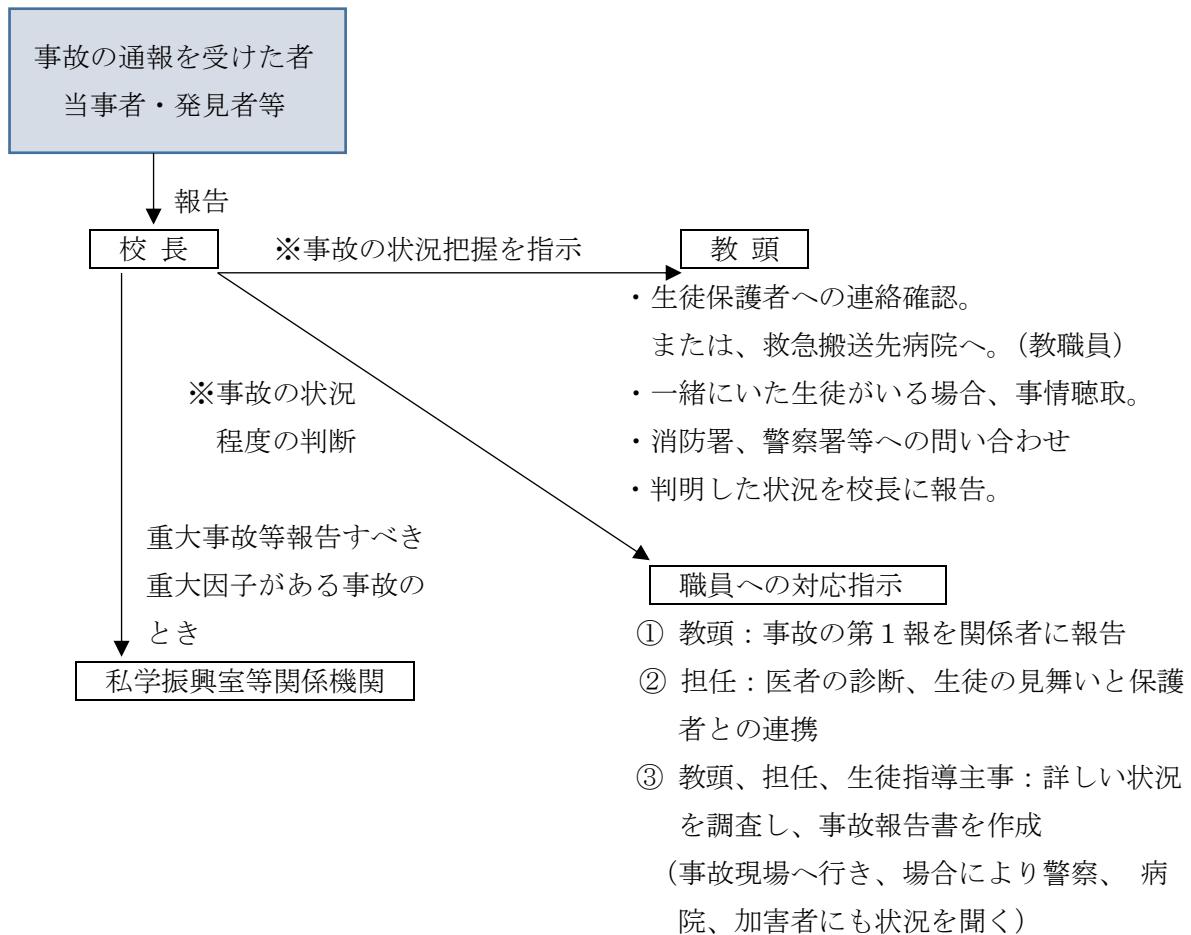
- 日本国内の場合（海外の場合には現地旅行社に支援を要請し、必要に応じ日本大使館に連絡する。）
 - 現地の医療機関を受診し指示を受ける。
 - 学校ならびに学校医に状況を報告するとともに当該生徒の保護者にも状況を連絡する。
 - 宿泊施設では隔離部屋の設置を要請し、他の生徒についても可能な限り個室対応を要請する。日帰りの場合は当該生徒が他の生徒と以後接触しない環境を早期に確立する。
 - 現地の隔離施設に入所することになった等、陽性者が確実になった場合に、以後の行程を続けるか現地医療機関、学校、保護者と協議の上、決定する。



6 生徒の交通事故

- ① 本校の特性から通学生が事故に遭遇した場合は基本的に保護者に対応を委ねる。
保護者運転による登下校の際の事故については保護者からの報告を受け、怪我等の状況に応じて対応を協議する。(保険会社等との仲介には基本的には入らない。)
- ② ①以外学校の管理下で生じた事故については以下の通り対応する。

(1) 事故への対処手順

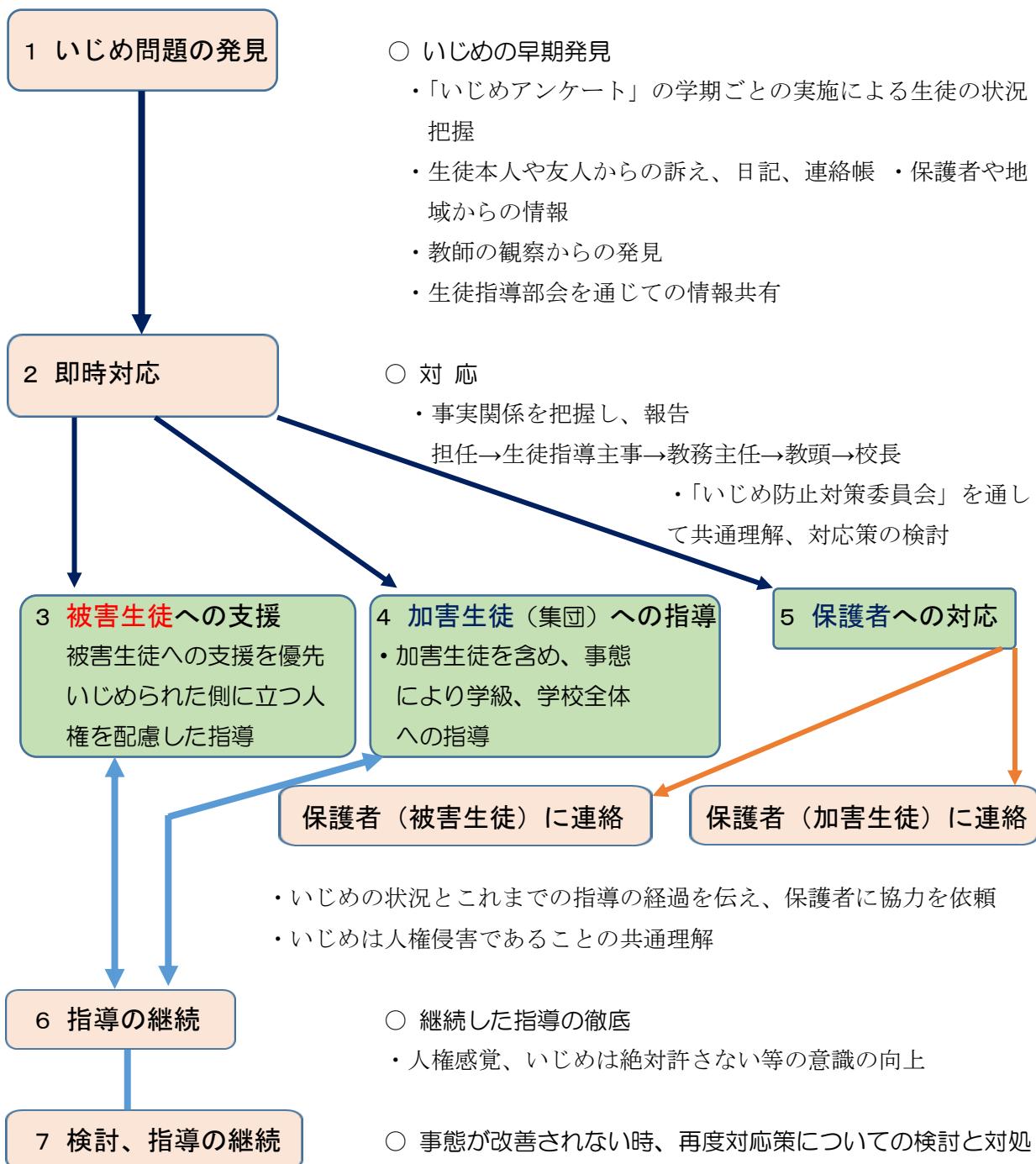


(2) 事故後の措置

- ① 当事者に対して (校長、教頭、担任)
 - ・生徒の見舞い ② 長期にわたる場合は、学習、生活への配慮
 - ・示談等の進捗状況の把握
- ② 事故発生防止策の策定と交通安全教育の徹底 (交通指導担当職員、全職員)
 - ・事故状況の把握と原因究明、対応策検討、共通理解
 - ・全校集会による指導、学級指導 ③ 保護者との連携 (協力依頼)
- ③ 関係者に対して (校長、教頭)
 - ・協力御礼
 - ・再発防止への取り組み報告
- ④ 私学振興室等への報告と相談 (校長、教頭)
 - ・正確、詳細な報告 ④ 再発防止への取り組み

7 いじめの早期発見

いじめの問題の基本的考え方としては「青丘学院つくば中学校・高等学校いじめ防止基本方針（2017年4月改定）」「青丘学院つくば中学校・高等学校「いじめ」対策ガイドライン」に則り、青丘学院つくば中学校・高等学校 いじめ防止対策委員会設置要綱に基づき定められた委員会の運営により、予防・防止に努めているところであるが、本マニュアルにおいてこれらに基づき以下のように指導手順を設定する。



8 体罰（暴力）事件発生

平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」に基づき、標記については以下の通り、共通理解を図り指導に当たる。

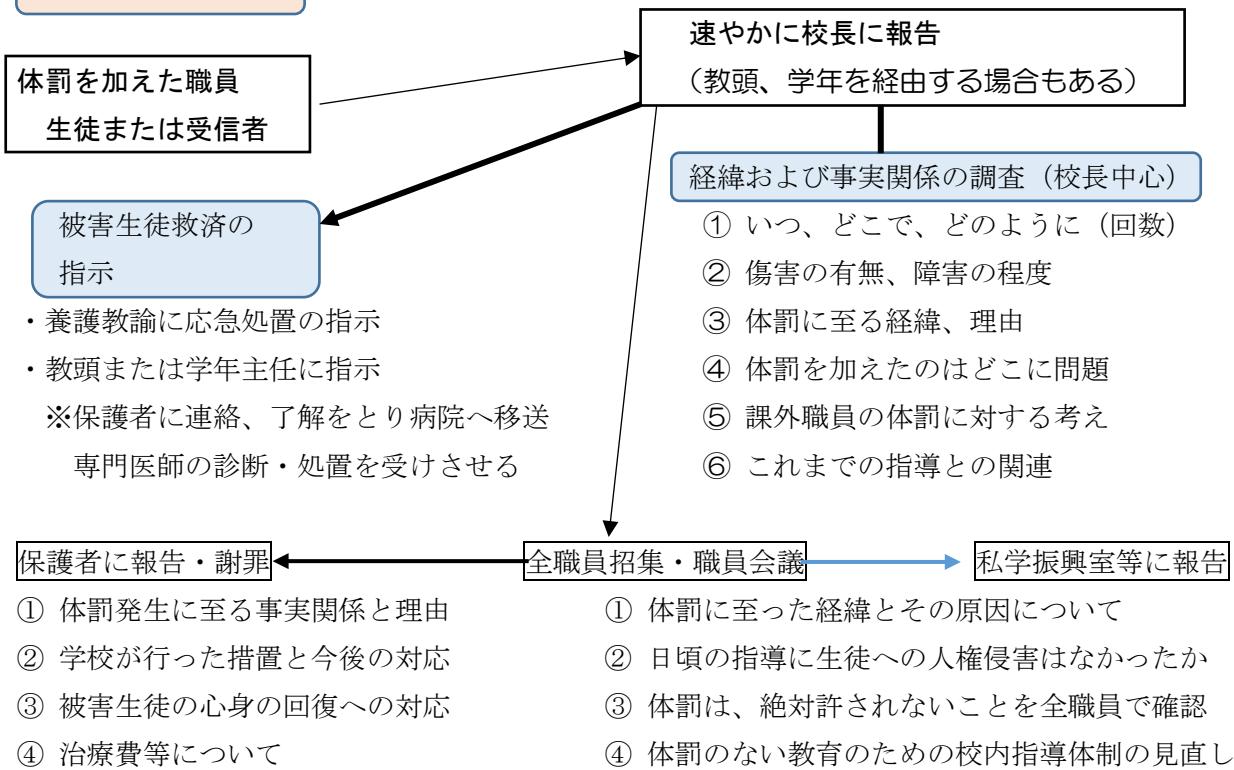
(1) 体罰（暴力）に関する共通理解事項

- ① 体罰（暴力）のない学校の実現を図る。
- ② 体罰（暴力）は、いかなる事情があっても法（学校教育法 11 条）のもとに、加えることはできない。
- ③ 体罰（暴力）は生徒の人権を侵害するとともに、教師と生徒の信頼関係および学校教育に対する保護者の信頼を損なう行為であり許されない。

(2) 対処に関する基本方針

- ① 被害生徒の救済を第一とし、責任を持って迅速に対応する。傷害が予想される場合には、必ず専門医師の診断、処置を受けさせる。
- ② 体罰発生の事実およびその原因については、十分な調査を行うとともに、状況に応じて保護者側からも事情を聞き明確にする。全校教職員でどこに問題があったのか協議し、二度と体罰が発生しないよう にする。
- ③ 被害生徒の心身の回復および保護者への理解・援助については、終始誠意を持って対応し、信頼を回復する。

(3) 対処手順

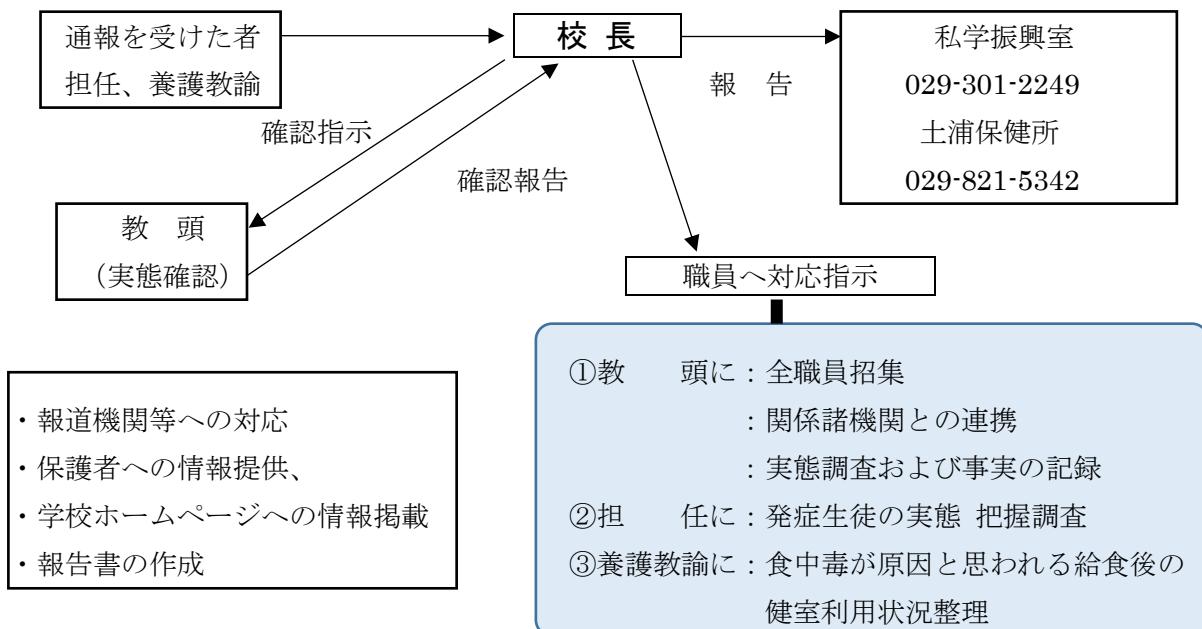


体罰に至った経緯とその原因については保護者の求めに応じ、保護者の言い分を十分に聞く

9 食中毒発生

本校において給食は実施していないが、学生寮において寮食の提供があることから不測の事態に備える意味で食中毒発生時の対応を次のように定める。

(1) 事故への対処手順



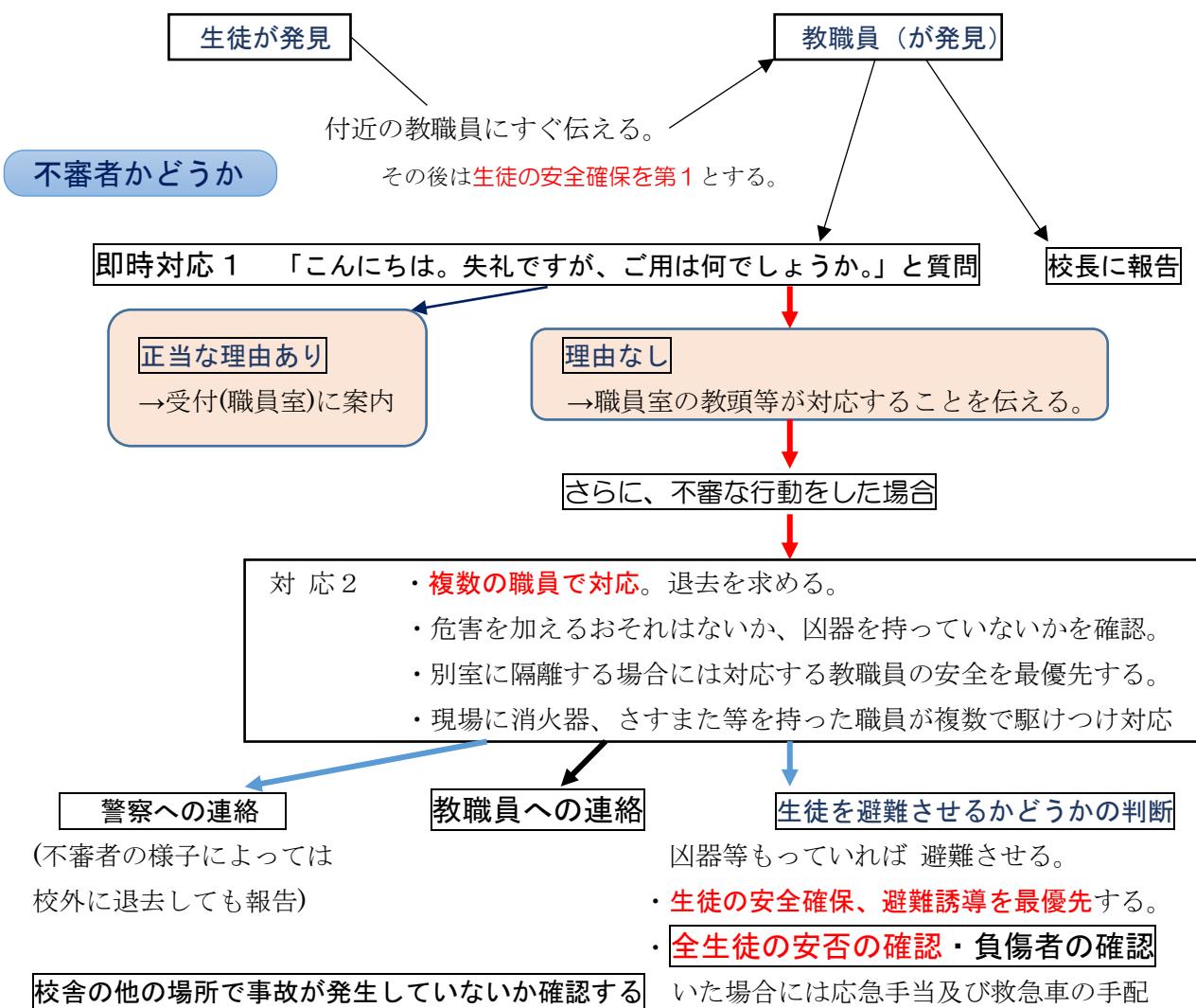
(2) 事故後の措置

- ①発症生徒の回復状況の把握と保健所の食中毒終焉宣言
- ②関係機関の指導のもと、再発防止策の策定と実施
- ③信頼回復への努力（保護者に対する文書でのお詫び、協力への御礼、再発防止策の報告と学校ホームページへの掲載）

10 校舎内不審者立ち入りの（3段階チェック）対応

- A段階 **校門** 校門は防犯カメラにより24時間監視する。夜間においては学生寮の警備会社に防犯カメラによる監視を引き継ぐ。
- B段階 **校門から受付まで** 日中の来校者は事務室の受付に立ち寄り、氏名、用件等必要事項を記録簿に記入した後、「来校者」の名札を着用しての立ち入りを認める。
- C段階 **受付から校舎まで** 日中においては本館の職員室前を通り（来校者を職員室でも確認）目的箇所へ向かうよう案内する。夜間においては校舎は施錠する。

**上記3段階のチェックを経てもなお、
不審者の疑いのある者の立ち入りが認められたとき↓**



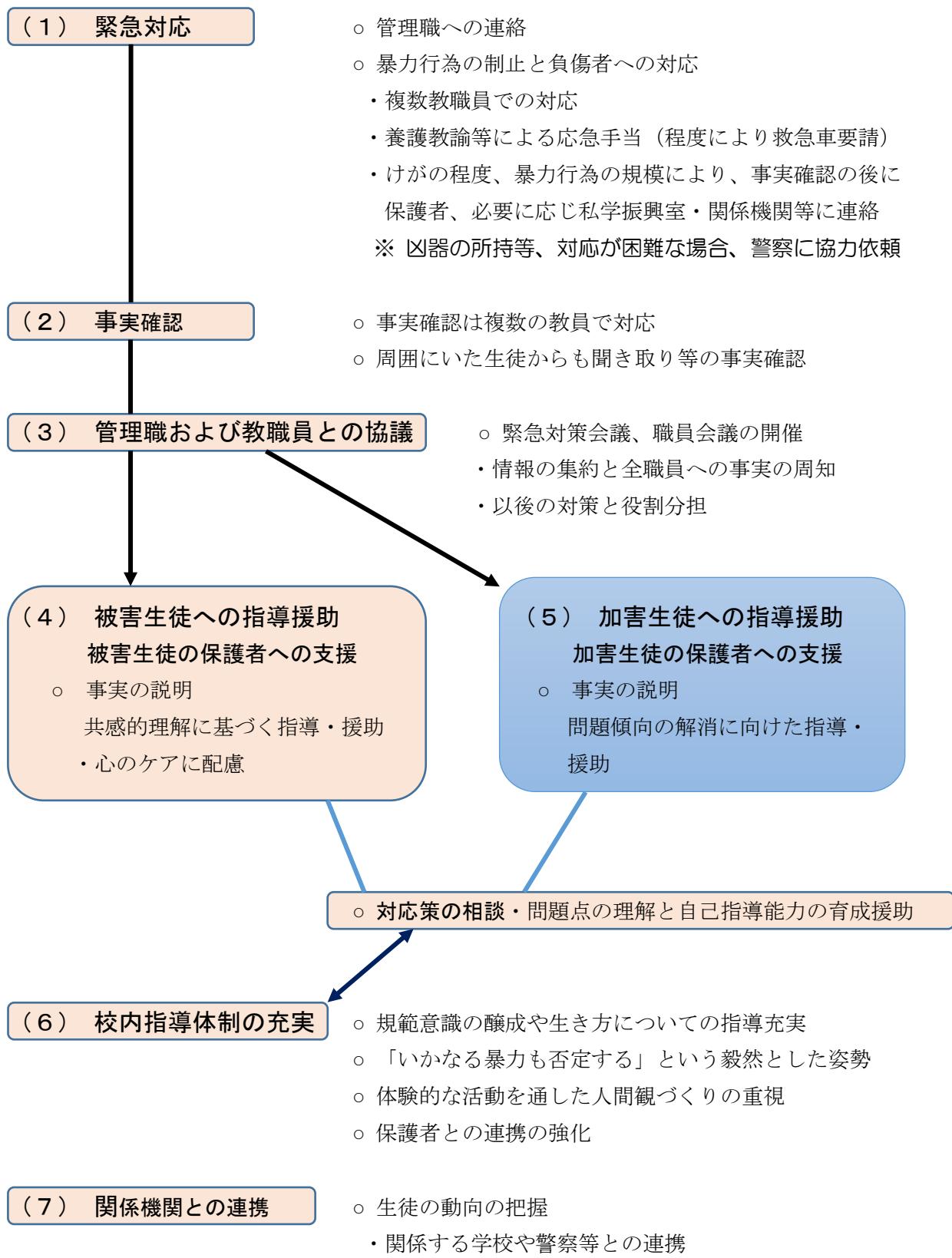
報 告 私学振興室等関係機関および全教職員に事態を報告し、共通理解を図る。

- ・生徒への指導の徹底（生徒が被害にあった場合は心理面を考慮する。）

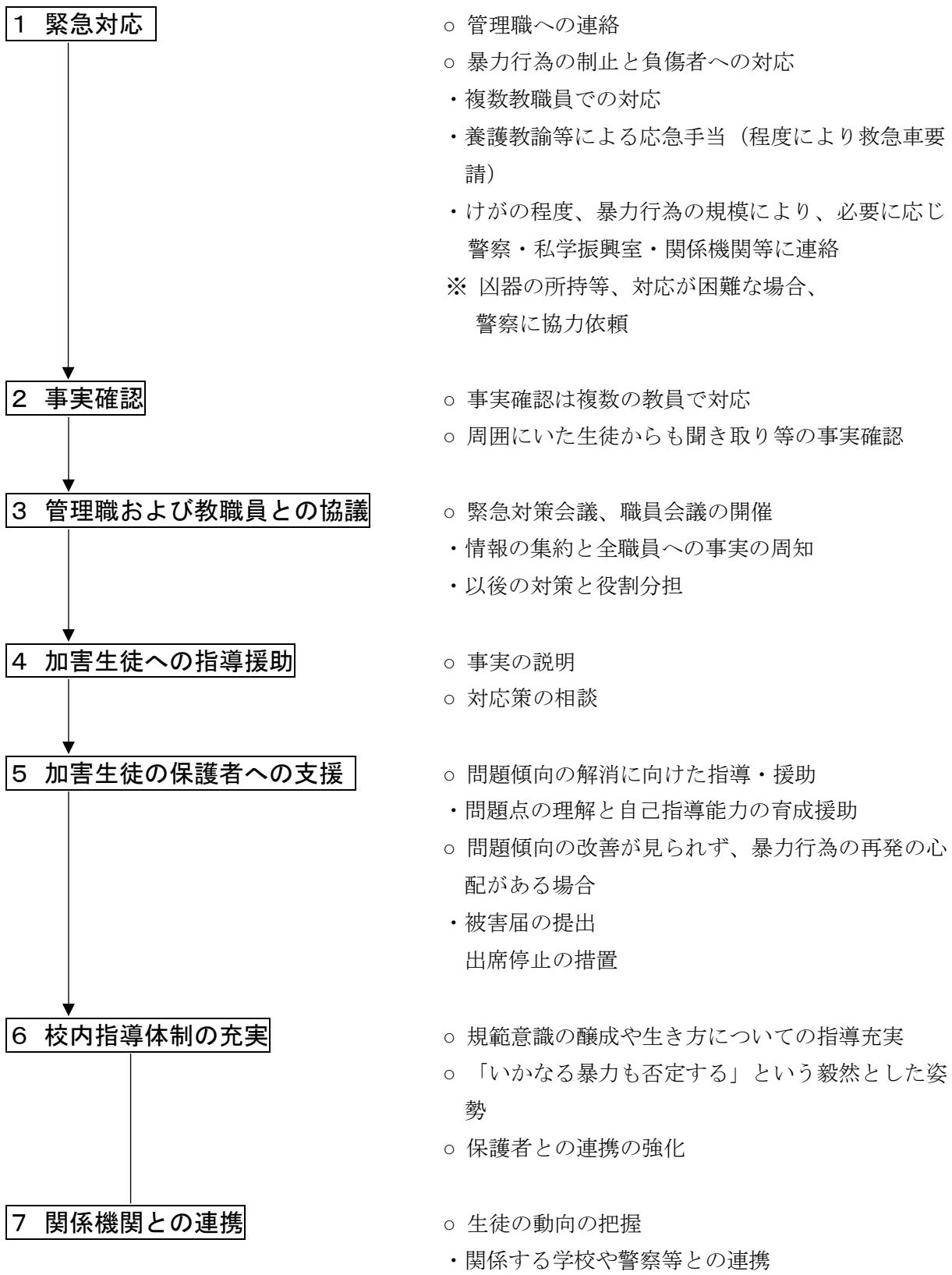
事後の対応 対策本部の設置 情報の収集 保護者への説明(方法の検討) 報告書の作成

生徒の心のケア対策 教育再開の準備 ※ 必要に応じてHP等に掲載する。

11 生徒間暴力・対人暴力



12 対教師暴力



※ 日頃から生徒教師間の良好な人間関係の構築を意識し教育活動を行うことが望ましい。

参考 平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～」(職員共有フォルダ)

13 器物損壊

(1) 発見時の対応

発見者または当事者が管理職へ報告連絡

- 写真等を用いた記録
- 損壊の程度によっては、警察等関係機関に連絡
- 応急処置(事務)

(2) 管理職および教職員との協議

- 緊急対策会議、職員会議の開催
- 破損箇所の修理の検討

(3) 全生徒への指導

- 器物損壊の事実と問題点の周知
- 再発防止

(4) 保護者への協力依頼

- 損壊の程度が甚だしい場合
- ・事実と問題点を保護者に周知

(5-1) 加害生徒が明らかになった場合

- 加害生徒に対して
 - ・立ち直りのための継続的な指導・援助
- 保護者に対して
 - ・学校の指導や援助の在り方の説明
 - ・事実の説明は写真等具体的な資料を用意
 - ・生徒の立ち直りに向けた学校の指導方針への理解
 - ・弁償責任についての理解
 - ・関係した保護者全員に公平に対応
 - （状況に応じて）出席停止の検討

(5-2) 加害者が部外者であることが明らかになった場合

警察等関係機関等に連絡し問題の解決を図る。

14 登下校時（通学生）緊急事態（不審者事案）

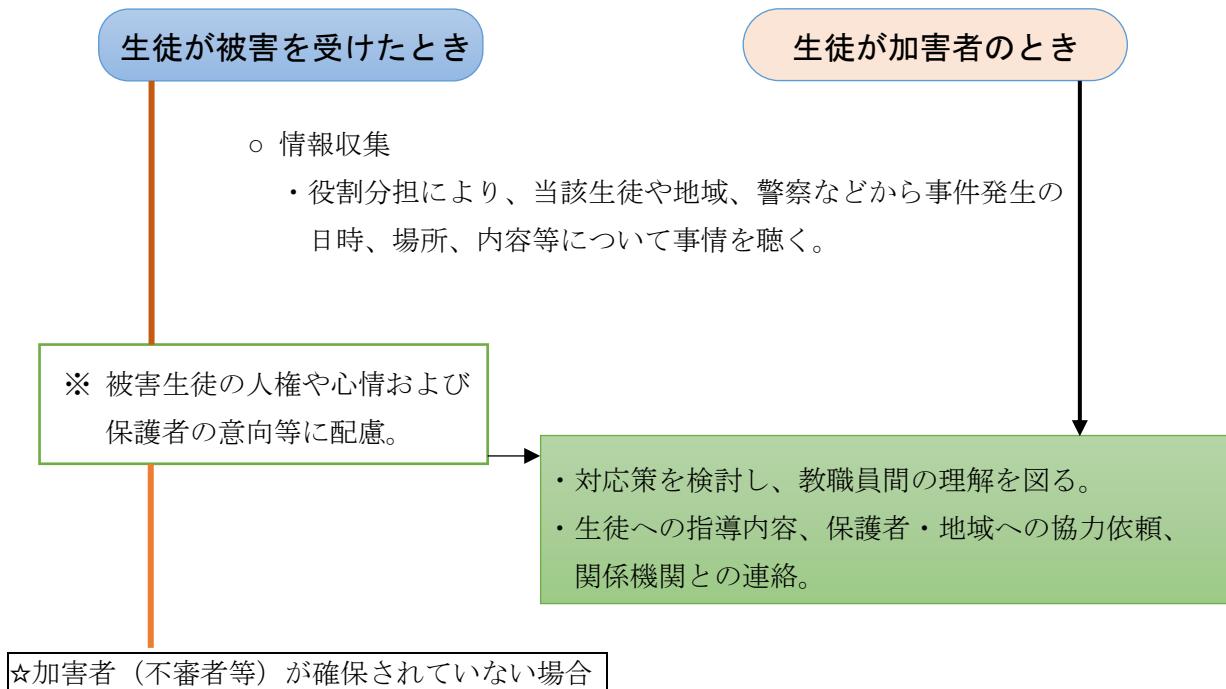
（1）第1報への対応

- 緊急対応が必要かどうかを判断する。

必要な場合

- ・現場に職員が急行し、情報収集と整理にあたる。
- ・必要があれば警察・消防等へ連絡。
- ・負傷者がいる場合には保護者への連絡。
- ・状況により私学振興室・関係機関等に報告。

（2）生徒への指導



☆加害者（不審者等）が確保されていない場合

- ・安全確保まで生徒（通学生）の保護と通学方法の検討
- ・警察、私学振興室・関係機関等、保護者、地域住民への支援要請

○ 危険回避に向けた指導・援助

- ・事実（警察情報）や情報（新聞記事等）の周知を図り、安全意識を高める。
- ・不安等について、生徒からの聞き取り。

（3）関係機関との連携

- 警察との連携
 - ・石岡警察署管内学校警察連絡協議会での情報交換

※ 学校の対応状況については、適宜、学校ホームページ等に情報掲載するとともに、メール等により保護者に伝達する。その他、長期休業前に生徒指導部より出される「夏休み（冬休み）の過ごし方」等を使い、危機管理に対する意識を高める。

15 事件・事故発生時の報道機関への対応

(1) 報道機関への対応の基本姿勢

○基本的な考え方

- ・個人情報や人権に配慮するとともに、守秘義務にも留意しながら正確な情報と事実を公開する。
- ・学校の対応状況や方針を説明するなど、真摯な態度で対応する。
- ・すべての報道機関に公平に情報等を提供する。

※ 対応の際は私学振興室・関係機関等との連携を図る。

(2) 学校全体での役割分担

全体指揮と判断は、私学振興室・関係機関等、保護者の連携のもとに校長が行う。

対象	校長 (副校長)	教頭	教務主任	生徒指導部長	クラス担任
私学振興室	◎	○	○		
当該生徒				○	◎
当該家庭	◎				◎
全校生徒				◎	
全校保護者		○	◎	○	
地域(住民)		○	◎	○	
報道機関等	○	◎		○	
警察等	○	○		◎	

(3) 事件・事故等の状況把握と整理

○当事者や周囲の生徒、地域住民等からの情報確認

- ・いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうしたか。
- ・複数の教職員で調べた場合は互いに照合して正確を期す。
- ・事件・事故および学校等の対応を時系列に沿って整理する。

(4) 取材回答内容の確認

○取材等への回答内容の作成・検討

- ・事実関係に誤りがないかを確認する。

(他校との関連がある場合は当該学校間で十分に連絡を取り合う)

- ・回答しても問題がない内容であるか、必ず確認する。

※ 話してはならないこと

- ①人権に反すること
- ②プライバシーに関するこ
- ③警察の捜査に関わること

(5) 報道機関への対応の在り方

- 報道機関への対応・窓口は一本化する。(事前に校内で検討する)
 - ・学校での取材に対して、文書による協力依頼を行う。
- ※生徒の動搖を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から管理職が判断して依頼
 - ・社名、記者名、連絡先等の確認を行う。(名刺の提供依頼等)
 - ・取材対応のための場所と報道機関用控え室を提供する。
- 回答の留意点
 - ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。
 - ・不明なことは「現段階ではわからない」と答える。
 - ・調査等について決定していないことに関しては即答しない。
 - ・事件、事故の再発防止に向けた対策や取り組み案も示せるようにしておく。

(6) 記者会見の設定と開催

- 取材要請が多い場合
 - ・私学振興室等関係機関と相談して記者会見を開催する。
- 《記者会見の持ち方（例）》
 - 会場 → 事件・事故発生当日の場合には青丘学院つくば中学校・高等学校で開催。
後日の場合には改めて会場の設定について検討する。
 - 時刻 → 17：00以降（生徒への影響を考慮するとともに、混乱を回避するため）
 - 時間 → 30～40分程度（校長の精神的・身体的負担を考慮）
 - 分担 → 校長・教頭と回答を内容により分担する。事前に役割分担や回答内容を確認しておく。
- 注意事項 → 本校の特質上、寮生が報道関係者と生徒が許可なく接触することがないよう十分注意する。

16 教職員不祥事防止のために

(1) 不祥事発生の傾向

- ①メンタル面での問題や個人的な悩みを抱えている者。
- ②不祥事の予兆の見逃し、予兆を知りながら防止に生かせなかった。
- ③教員と生徒が1対1になる場面で発生している。
- ④管理チェック体制に不備がある。

(2) 不祥事防止に向けた危機管理とは

- ①不祥事発生の危機を予知・回避するための方策を講じること。
- ②不祥事発生時には、被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとること。

(3) 不祥事防止対策

- ①管理職は、日常的に不祥事防止の注意喚起を行う。(打ち合わせ、職員会議)
- ②不祥事をはじめとする些細なことでも、校長・教頭への報告・連絡・相談を徹底する。
- ③予兆の早期発見のため、管理職は教職員の勤務状況・健康状況を点検する。
- ④定期的及び必要に応じて職員に「コンプライアンスチェック」を実施して、再確認を促す。
- ⑤宿泊を伴う学校行事や日常の生徒指導において、複数の教員が関わり指導にあたる。

【飲酒運転の防止策】

- ・ 校長は、アルコール依存症が疑われる教職員がいる場合、自家用車通勤を認めない。
- ・ 飲酒運転チェックを定期的に実施し、校長・教頭は帰宅手段の確認をする。

【体罰の防止】

- ・ 体罰防止の研修を行うなど、体罰は人権侵害であることを再認識させる。

【わいせつ行為の防止】

- ・ わいせつ行為は、生徒の人権・人格を著しく侵害する悪質な犯罪である事を強く認識させる。
- ・ 宿泊を伴う学校行事での生徒の見回りは、生徒と同性の教職員との分担で行い、終了後は責任者に報告する。
- ・ 密室での生徒への指導は、原則として複数の教員で行う。
- ・ セクハラ防止の意識を高めるための啓発を継続的に行う。

【個人情報紛失の防止策】

- ・ 個人情報は学校から持ち出さない。(安易にメモリー等で家に持ち帰らない)
- ・ 個人情報の適正な取り扱いについての研修を実施する。(セキュリティの徹底)
- ・ 不要になった個人情報は完全に消去する。

【公金着服の防止策】

- ・ 不正防止と不正の早期発見のために、同一の者に長期間、同一の会計を担当させない。

17 けがや病気の応急手当の例

- ◎ 以下は応急の処置であり、医師の診察を受けさせることが基本
- ※ 発見者は協力者を求める。(一人では対応しない) 養護教諭や管理職不在の場合で、処置の判断に迷ったら学校医に連絡し救急車を要請の可否について相談する。

【水泳・長距離走指導中の事故】

- 寝かせた後、毛布等で保温する。
- 意識、呼吸、心拍の有無を確認する。

意識があり、呼吸が十分な場合

保温に留意しつつ、保健室に移動するなどして安静を保つ。

意識がなく呼吸停止、心停止の場合

即座に人工呼吸および心臓マッサージを実施する。
原因の如何に関わらず、**至急に救急車を要請**し、その場で心肺蘇生を施す。
当該生徒の保護者に連絡する。
私学振興室等関係機関にも現状を報告する。

【AED（除細動器）の使い方】

- 確認すること

意識や反応がない
正常な呼吸がない

→ AED（除細動器）を使用する

救急車を要請する

AED（除細動器）を取りに行っている間、人工呼吸と心臓マッサージを繰り返す AED（除細動器）の取り扱い

- ① ハンドルを引く（自動的に電源が入る）
- ② 身体の皮膚に直接パッドを「装着」。（心臓をはさむよう対角に装着する）
- ③ 使用準備ランプ（緑のランプが点滅する）
- ④ 電源ON/OFFボタン（緑のボタンを押す。切るには緑のボタンを1秒間押し続ける）
- ⑤ i-ボタン（青のi-ボタンは押すことにより、情報を参照できる場合に点滅する）
- ⑥ 注意ランプ（三角のランプは心電図の解析中は点滅、ショックが必要と判断された時は点滅して、体に触れないように注意を促す）
- ⑦ ショック・ボタン（ショックを実行するよう指示された場合、点滅するオレンジのボタン → 雷マークを押す）

【心肺蘇生法】

○人工呼吸

- ・気道の確保→頭部後屈などにより顎を上げ、舌根が下がらないようにして気道を確保する。
 - ・顎が上がらない場合は首の下に枕状にしたタオル等を入れて対応する。
 - ・呼吸をしているか再確認する。していない場合は人工呼吸を行う。
 - ・異物の除去→口中に異物がある場合には、布を巻いた指で異物をかき出す。
 - ・人工呼吸の実施
- ①鼻をつまんで空気が漏れるのを防ぐ。
- ②口を大きく開いて当該生徒の口を覆い、息を吹き込み、胸壁が上がるなどを確認。→2回
- ③口を離して胸壁が沈むのを確認する。反応（自力で呼吸する、咳をする、動きがある）があれば様子を見る。
- ④呼吸が不十分、あるいは呼吸がない、などの場合には人工呼吸を続ける。
- ⑤3～5秒間に1回の割合（1分間に20回程度）で行う。
- ⑥十分な呼吸や拒否のような動きが見えたら中止する。

この方法については新型コロナ感染症の感染が完全に終息し、科学的な根拠に基づき安全が証明されるまでの間はその可否については慎重に判断することとする。

○心臓マッサージ

- ①当該生徒を水平でやや固めの場所に仰向けに寝かせる。（座布団などで下肢をやや高くする）
- ②片手の手のひらの付け根を肋骨の下部に載せ、もう片方の手を重ねる。胸の剣状突起よりやや上部に載せる。（胸骨上部では肋骨骨折の危険性がある）
- ③肘を伸ばして体重をかけるように押す。数cmの沈み込みが必要となる。
- ※人工呼吸と心臓マッサージを同時に行う場合　・人工呼吸を2回、心臓マッサージを30回の割合で行う。
- ・循環のサイン（呼吸の反応など）がなければ、医師または救急隊員が到着するまで続ける。

【骨折・捻挫・打撲】

○動いて痛みが増強するか、腫れがあるか、顔色は悪くないか。

- ①痛みが増強しない。腫れがない。顔色は悪くない。→骨折の可能性は低い。
- ・受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。
 - ・湿布薬を当て、伸縮包帯などで関節が動かないように固定する。
- ②痛みが増す。腫れがある。部位が紫色に変色している。顔色が悪い。
- ・骨折の可能性が高い→部位を固定して病院へ。
 - ・副え木をガーゼ等で包み、皮膚を刺激しないように工夫してから、患部を固定する。
 - ・患部に傷口がある場合には感染に注意し、滅菌ガーゼを重ねたもので包帯する。
 - ・患部に負担がかからないように配慮しながら病院に連れて行く。

※絶対に患部をもんだりさすったりしない。

捻挫と判断しても、腫れが見られる場合や翌日に痛みがひどい場合は、必ず医師の診察を受けさせる。

【切り傷・刺し傷の止血】

○局所圧迫法（通常の方法）

- ・静脈や毛細血管からの止血に適用。傷の上に厚手の滅菌ガーゼ等を当て、やや強めに包帯する。

○緊縛法

- ・動脈からの出血等で傷が四肢の場合に適用。（壊死の危険を伴うので緊急事態時のみ行う）
- ・傷の中軸側を止血帶で一回縛る。短い棒（鉛筆等）を結び目に置き、さらに縛る。最後に棒をねじって止血帶を締め、緊縛する。

【薬品による事故】

- ・速やかに水道の水で洗い流す。（15～20分程度）
- ・身体の部位（ひざなど）によってはシャワーや水道のホースから水をかける。
- ・薬品の付着した衣服類はハサミで切り落とす。（脱がせると薬品が付着し、受傷面積が広がる）
- ・熱を持っている場合は受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。

【てんかんやけいれん】

○熱はあるか。脈拍は力強いか。呼吸は速くないか。

①熱がない。脈は力強い。意識がないか低い。

- ・安全な場所に寝かせ、気道の確保を行う。（首を横に向ける）

②熱がない。脈は力強い。呼吸が速い。意識はある。→過換気症候群の可能性

- ・心配しないことを伝え、安心させる。

- ・容量が10リットル程度の紙袋を口に当て、袋の中の空気だけで呼吸させる。

③熱がある。けいれんが続いている。

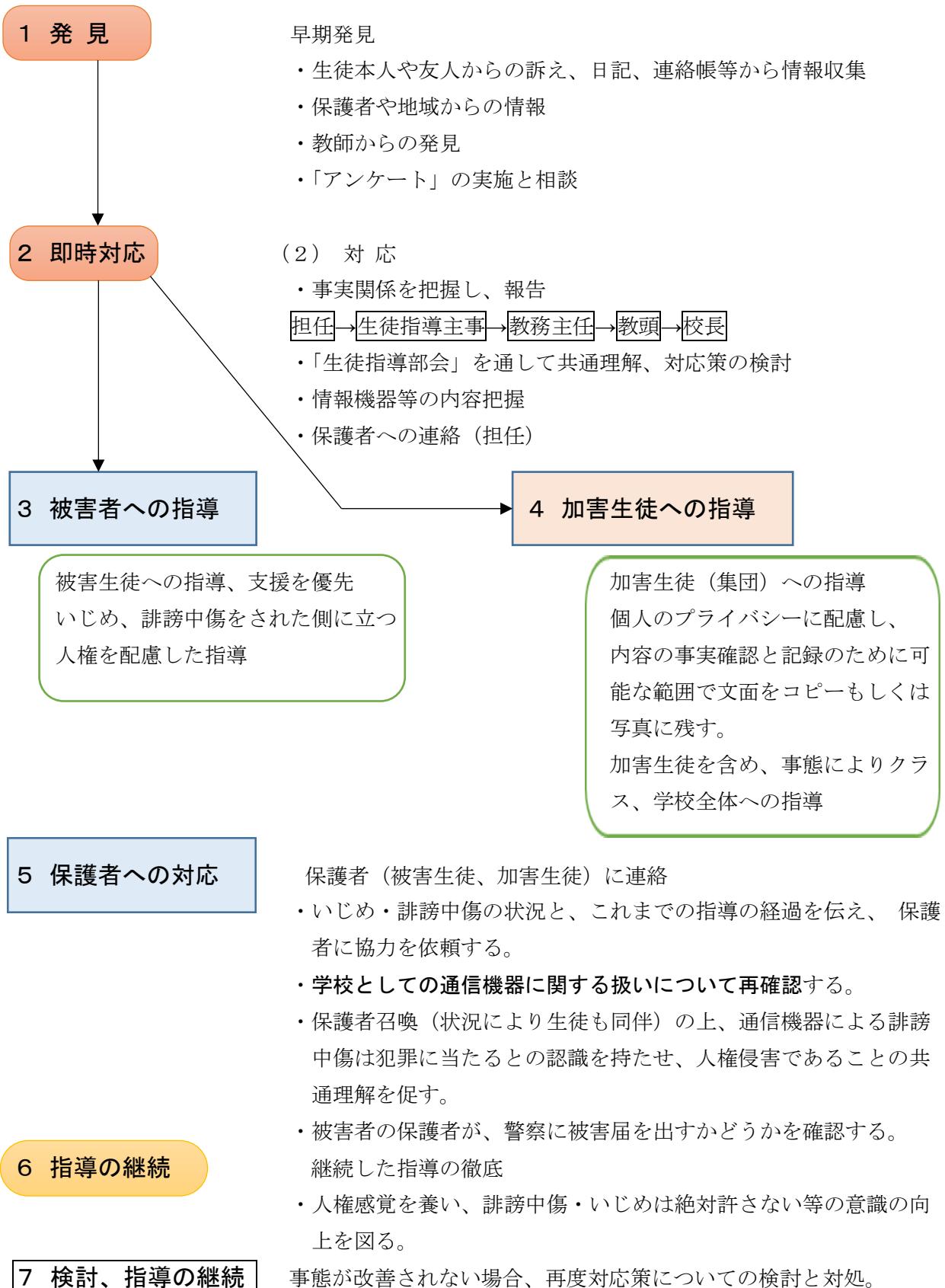
- ・発熱に対する処置（氷嚢で冷却等）を行い、至急に病院へ連れて行く。

【貧血】

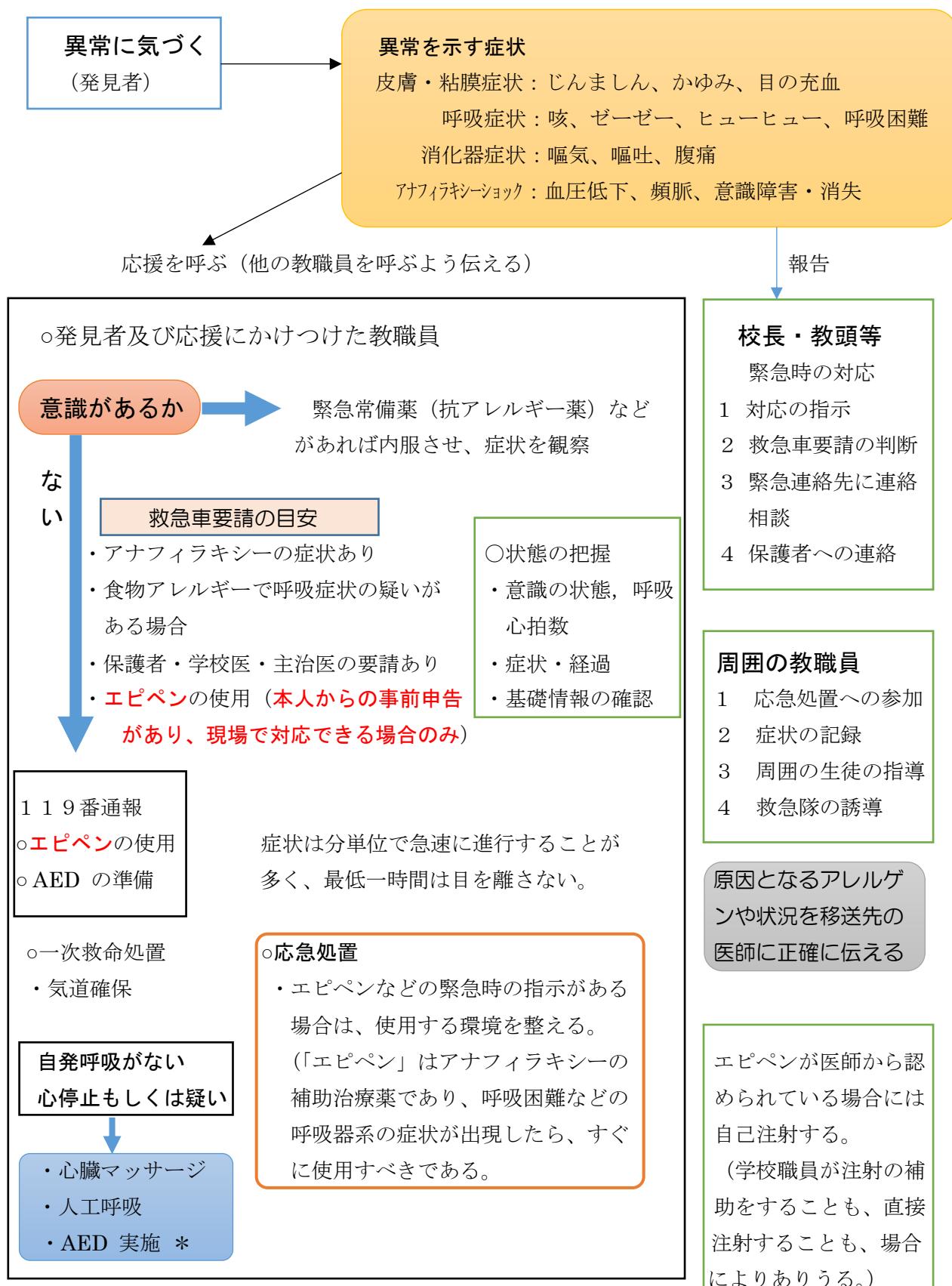
- ・涼しい場所に移動し、脚部を頭より高い位置に上げる。

- ・ベルト等をゆるめ、楽な姿勢にして安静にする。

18 情報機器（携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等）におけるいじめ・誹謗中傷等の対応



19 アレルギー症状への緊急時の対応



20 熱中症をふせぐために（改訂版追加部分）

熱中症対策の詳細については令和3年5月環境省・文部科学省による「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下「手引き」）

（https://www.mext.go.jp/content/210528-mxt_kyousei01-000015427_02.pdf）を参考することとし、当項は危機管理の観点から手引きの内容を踏まえ以下の3点について本校教職員に対処の一助となるよう方針を提示する。

- 20-1 熱中症とは
- 20-2 熱中症の予防策

20-1 熱中症とは

私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっています。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張します。そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができます。

また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立ちます。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌されます。このメカニズムも自律神経の働きによります。

このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こします。そして、熱の产生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇します。このような状態が熱中症です。（図1-1）

（手引き）環境省 热中症環境保健マニュアル 2018

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_1-2.pdf

熱中症を引き起こす要因（図1-2）（出典：環境省 1）

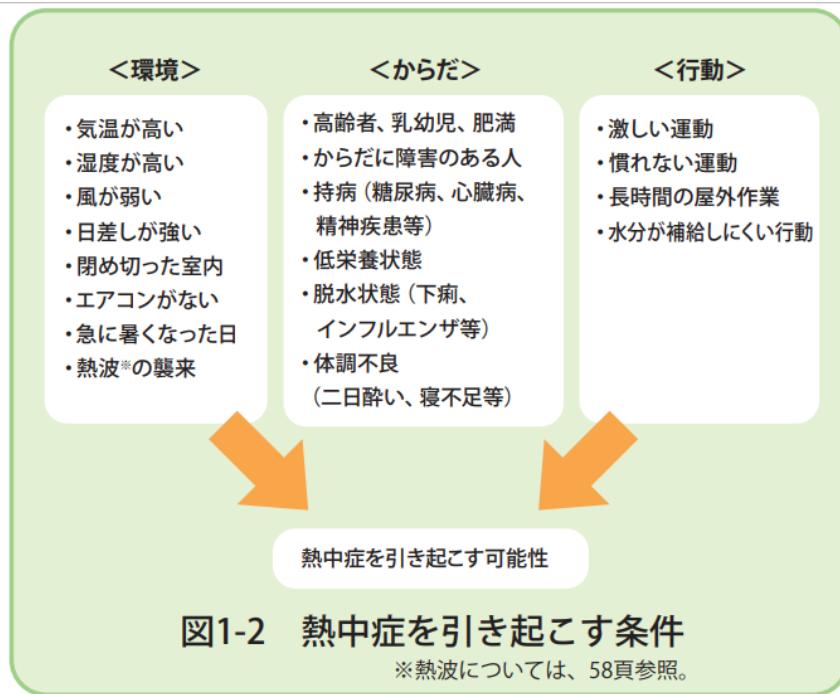
熱中症の症状及び重病度分類 热中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良です。

軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははっきりしています。

中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。

重症では高体温に加え意識障害がみられます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合は死亡する場合もあります。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中にいて具体が悪くなった場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。図1-2 日本救急医学会熱中症分類（出典：日本救急医学会2を改変）



20-2 热中症の予防策

熱中症は生命にかかる病気です。学校においても、毎年、熱中症が発生し、不幸にも死亡してしまった例も少なからずあります。

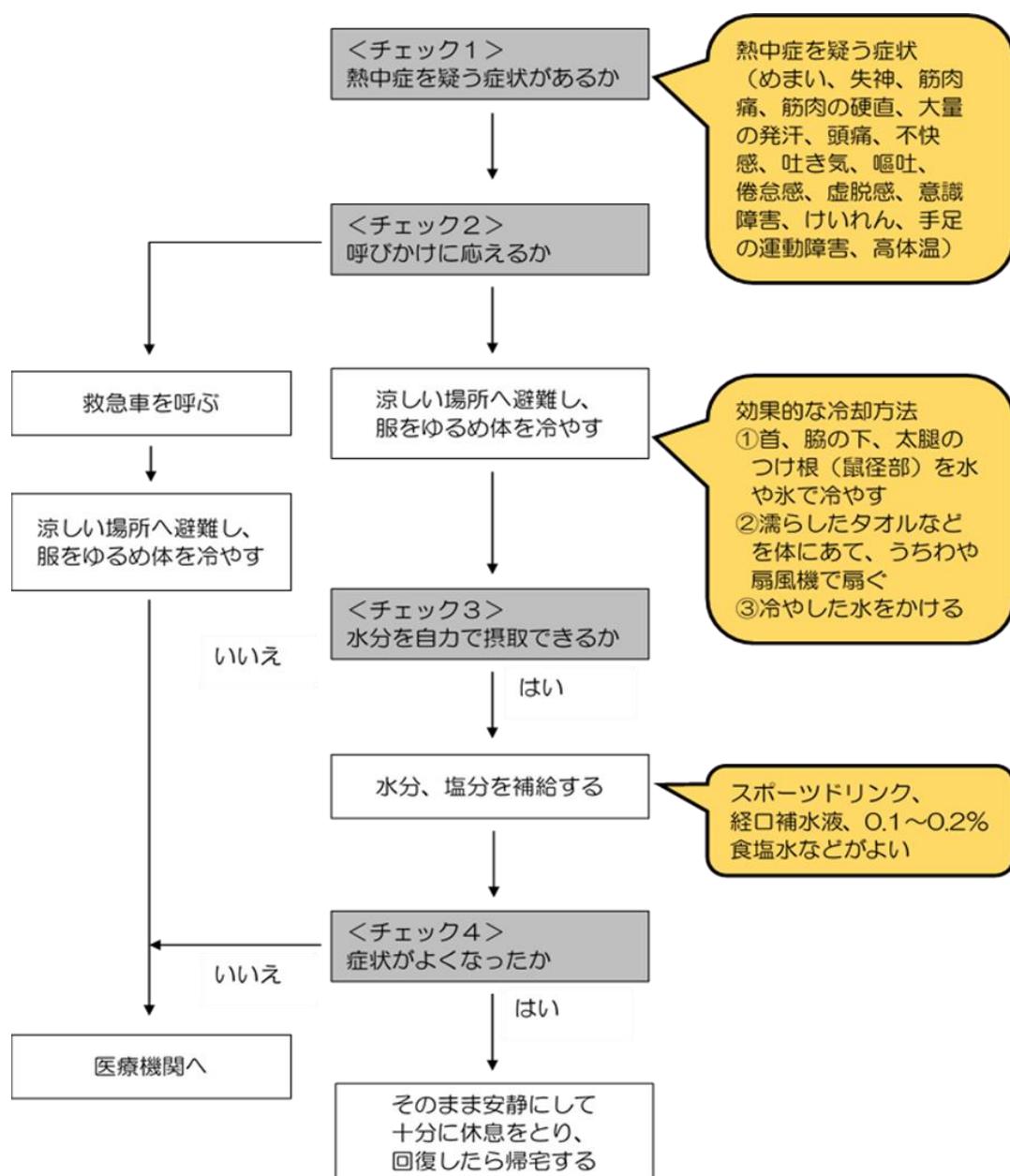
しかし、熱中症は、予防法を知つていれば、発生や悪化させることを防ぐことができます。日常生活における予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることです。学校生活の中では体育・スポーツ活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の児童や生徒の状態をよく

観察して、異常がないかを確認することが大切です。

「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」では、体育・スポーツ活動における熱中症予防原則として、以下の5つを挙げています。

<熱中症予防の原則>

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気を付けること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること



【様式 1】

理事長	校長	教頭	養護教諭	担任	初期対応者

3 学校管理下における事故の措置

■ 事故報告書(救急時記録表)

記録者 []

傷病者	中・高 年	氏名			性別	男・女
発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃			発生場所		
事故発生状況	何をしていたか					
	どうなったか					
救急車手配時間	時 分	救急車到着時間			時 分	
救急車同乗車氏名	時 分	家庭連絡時刻			時 分	

※事故発生直後のチェック項目

意識	はつきり・ぼんやり・意識なし			※参考:意識障害のレベルⅢ-3-9度方式()		
ショック症状	なし・あり : 顔面蒼白・冷や汗・あくび・その他()					
出血	なし・あり : 大量・少量・部位()・その他()					
呼吸	回/分		正常・異状 : 頻呼吸・徐呼吸・いびき・ その他()			
脈	回/分		整・不整 : 頻脈・徐脈・微弱・ その他()			
体温	°C	血圧	/ mmHg			
顔色	正常・異常 : 潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()					
瞳孔	正常・異常 : 瞳孔拡大(約4mm以上)・瞳孔縮小(約2mm以下) ・左右不同・その他()					
その他	斜視・眼球振とう・その他()					
けいれん	なし・あり : 部位(全身・手足)・持続時間(程度) 舌をかんで出血・あわをふいている・その他()					
疼痛	なし・あり : 部位()・程度()・その他()					
外傷	なし・あり : 部位()・程度()・その他()					
手足	麻痺・しびれ・骨折の部位()・変形の有・無 ・冷感・その他()					
その他	嘔吐・失禁(便・尿)・不穏・その他()					
自覚症状	吐き気・視力低下・複視(ものが二重に見える)・その他()					
処置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物除去・ 保温・冷やす・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ・ その他()					

「体罰の根絶に向けて」

◎ 以下のセルフチェックシートの該当項目に○を付け、自己評価してみましょう。

No	設問	ある	ない
1	体罰は「愛の鞭」であり、時と場合によってはあり得ると考えること。		
2	「自分自身も、体罰によって成長できた面がある」という考え方で、指導を行うこと。		
3	生徒(子ども)を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度を取ったりすること。		
4	生徒(子ども)の弁明も聞かず、頭ごなしに叱ること。		
5	かつとなったり、興奮したりして、人格を否定するような言葉をかけてしまうこと。		
6	生徒(子ども)の日ごろの身なりや行動を引き合いに出したり、誰かと比較したりして指導すること。		
7	生徒(子ども)を固定的に捉え、性格や特長などを決めつけて指導すること。		
8	生徒(子ども)の障害等の理解不十分さから、冷静さを欠いた指導すること。		
9	自分の指導を振り返ることが少なく、自分本位な指導に陥りがちな傾向。		
10	ペナルティを課す、連帯責任を取らせる等の指導方法になりがち。		
11	部活動等で、成績や結果だけを求めようとする指導になりがち。		
12	他の教師(親)より「劣っている」と思われたくないという気持ちが強い。		
13	指導上の悩みを同僚や知人に打ち明ける事に抵抗がある。		
14	体罰をしている同僚や知人を見ても、黙って見過ごしてしまう傾向。		
15	指導上の悩みを、同僚に打ち明けにくい職場の雰囲気。(以下校内体制について)		
16	生徒指導を一部の教職員に任せきりにしていると感じること。		
17	体罰等が起きた場合、上司への報告・連絡・相談体制が機能しにくい状況。		
18	体罰等が起きた場合、生徒が相談しにくい雰囲気があると感じる。		

※ 「ある」に、○が

1 〇以上付いた人は、自身の人権感覚や指導方法の見直しが必要。

5 以上付いた人は、職場環境で気になる点や心配な点を確認しましょう。

体罰防止のために

- 1 体罰は、理由の如何を問わず絶対に行ってはならない行為であることを再確認する。
- 2 常に、人権感覚や指導方法の見直しを図り、指導力向上のための自己研鑽に努める。
- 3 生徒指導上の問題等、一人で抱え込まずに、組織や地域で対応できる体制を創る。

青丘学院つくば中学校・高等学校

学校防災マニュアル(地震津波災害)

原子力防災マニュアル

2024年度版

青丘学院つくば中学校・高等学校 防災マニュアル

○目 次○

事前の危機管理体制の整備（備える）

1 校内防災委員会の設置	3
2 防災教育年間計画	4
3 学校及び周辺地域の災害想定・避難場所	5
4 避難場所及び避難経路図	6
5 災害時配備体制（休日・夜間時）	7
6 教職員の緊急連絡体制	8
7 生徒等の安否確認と連絡体制（休日・夜間・登下校時）	9
8 施設設備の安全管理	11
(1) 施設設備等の安全点検	(2) 安全対策の実施
(3) 非常持ち出し品・備蓄品の点検	

発生時の危機管理対応（命を守る）

9 災害発生時別の対応	13
(1) 校内活動（授業等）中の対応	
(2) 校外活動（校外学習・修学旅行・部活動等）中の対応	
(3) 休日・夜間の対応	

事後の危機管理体制の整備（立て直す）

10 学校災害対策本部の編成表	16
11 災害時の学校再開までの手順について	17

原子力防災発生時の危機管理対応について

12 原子力防災	19
(1) 学校における原子力防災体制	
(2) 青丘学院原子力災害対策本部組織の役割	
(3) 原子力災害が起きたら	(4) 原子力災害が終息したら
○青丘学院つくば中学校・高等学校 点検チェックリスト	24

1 校内防災委員会の設置

- 1 学校の防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会を設置する。
- 2 委員は防災管理者（副校長、教頭）をはじめ事務長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭により編成する。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 防災委員会は警報等が発令された時は警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。
- 5 防災委員会は次の事項について審議する。
 - (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2) 学校防災マニュアルの立案に関すること
 - (3) 校舎内外の施設、設備等安全管理に関すること
 - (4) 避難訓練をはじめとする防災教育の充実に関すること
 - (5) 教職員の研修等に関すること
 - (6) 関係機関との連携に関すること
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（H24文部科学省）より一部改変

防災委員会編成表

委員名	職名	氏名	平常時担当	災害時担当
委員長	校長	崔鐵培	総務（庶務）	災害対策本部長
副委員長	〔副校長〕・教頭 事務長	進藤岳人 青野秀一	・校内防災体制の見直し ・保護者・地域等関係機関との連携体制の構築	副本部長（情報収集等） 進藤 岳人
委員	教務主任	吉井一晴	安全管理担当 ・施設・設備の安全点検	安否確認・避難誘導班長
	保健厚生部長	李順愛	・防災教育（防災訓練）担当 ・推進計画、指導計画の作成	安全点検・消火班応急復旧班長 李大地
	生徒指導主事	大関宏		避難所支援班長 長谷川正明
	養護教諭	李順愛	救急担当 応急処置研修等の実施	救急医療・救護班長 韓 主喜
	1学年担任	中：韓主喜・高：李永植		
	2学年担任	中：高鎮模・高：大関宏		
	3学年担任	中：河承宙・高：吉井一晴		

2 防災教育年間計画

青丘学院つくば中学校・高等学校共通

＜ねらい＞ 「自ら考え、地域に貢献できる生徒を育てる」

1年：災害時に自らの役割を自覚し行動できる態度を養う

2年：地域を知り、他の人を助ける具体的な技能を身につける。

3年：社会人としての自覚を高めるとともに、災害時に進んで防災活動に参加し、対応できる能力を身につける。

月	教科・学級活動	内 容	行事・訓練等	防災管理・組織活動
4	学級活動 (全学年)	風水害時等警報発令時の対応に関すること		学生寮と校舎間の安全点検
5	学級活動 (全学年)	災害発生時の行動を考える	健康教室	学校設備の点検・整備
6			熱中症予防教室	安全点検整備（階段・廊下）
7	学級活動 (全学年)		AED講習会 医学セミナー	防災安全点検の実施
8			高校生地域防災ボランティア養成研修参加	祭礼巡視 教職員研修（救命講習）
9	学級活動 (全学年)	1年：地震発生のメカニズム 2年：災害時の行動 3年：災害時にできる支援	防災訓練（地震・火災） 薬物乱用防止教室 交通安全教室 交通安全街頭指導	
10	学級活動 (全学年)	応急手当	筑波山登山	
11	学級活動 (全学年)	エアコンの取扱いと消火		防火設備・用具の点検整備
12				安全点検の実施
1	家庭科（中）	献立の作成（日常食・非常食）		
2	理科（1年）	地震災害と震度		第2回校内防災委員会 AED点検
3				

＜参考資料＞

- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（H21文部科学省）

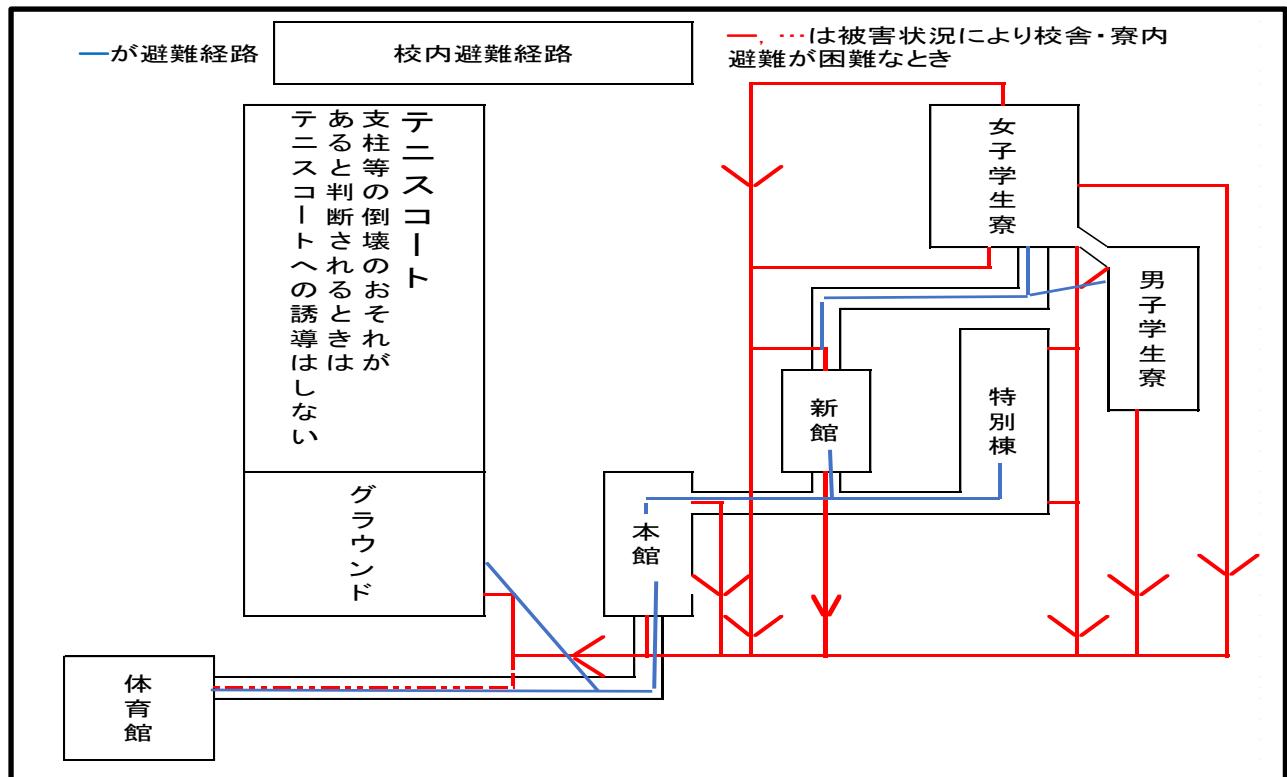
3 学校および周辺地域の災害想定および避難場所

災害項目	被害想定（場所）	避難場所
火災	<火元確認場所> 理科室・調理室・被服室（技術室）・給湯室・食堂（寮）	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
地震	<大地震が発生した場合> 図書室・理科室は、ロッカー、棚の転倒のおそれ	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
液状化	学校および周辺は石岡市土砂災害ハザードマップによれば液状化の危険地域には指定されていない。	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
津波	学校および周辺は石岡市土砂災害ハザードマップによれば津波の危険地域には指定されていない。	
洪水	過去の豪雨時に恋瀬川が氾濫したが、石岡市土砂災害ハザードマップによっても浸水の危険は想定しにくい。	校舎2階以上
土砂崩れ	学校周辺は石岡市土砂災害ハザードマップによって特別警戒区域、警戒区域に指定されていないが、職員通勤経路の上曾地区は警戒区域に指定されている。	①グラウンド ②体育館（雨天時）

学校周辺の避難所

避難所	場所	連絡先
避難所	本校（柿岡 1604）	0299-56-3266
	八郷中学校（指定） (柿岡 3513-2)	0299-43-0062
応急給水場所	八郷総合支所（柿岡 5680-1）	0299-43-1111

4 避難場所及び避難経路図



指定避難場所経路および応急給水場所



5 災害時配備体制（休日・夜間時）

配備体制	災害		教職員配置と対応
	風水害	地震・津波	
警戒体制	警報 大雨・洪水 暴風・暴風雪	震度4	<教職員>校長・副校長・教頭・事務長 <対応> ①施設設備の被害の確認と報告 教頭→校長 ↑↓ 事務長 ②授業の有無決定と振興室等関係機関へ報告・生徒へ連絡
特別警戒体制	相当規模の被害の発生又はそのおそれのある場合	震度5（弱） 津波警報	<教職員>校長・副校長・教頭・事務長・教職員 学校時間外は学生寮担当、学生寮寄宿職員をあてる。 <対応> ①施設設備の確認と報告 教頭→校長 ↑↓ 事務長 ②（状況により）生徒の安否確認・授業有無の決定 担任→教頭→校長→私学振興室等関係機関
非常体制	甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合	震度5（強）以上 大津波警報	<教職員>全出勤常勤教職員を配置 <原則>学校に出勤 <出勤できない場合> ・途中の情報によって学校等へ仮配備し、校長に報告・指示を受ける。 <対応> ①教職員の安否被害確認 連絡網→教頭→校長 ②生徒の安否確認・授業有無の決定 担任→教頭→校長→私学振興室等関係機関 ③施設設備の被害確認と報告 各室管理者→教頭→校長 ↑↓ 事務長

6 教職員の緊急連絡体制（休日・夜間時）

年度ごとに更新される青丘学院つくば職員緊急連絡網 **部外秘** によって連絡する。

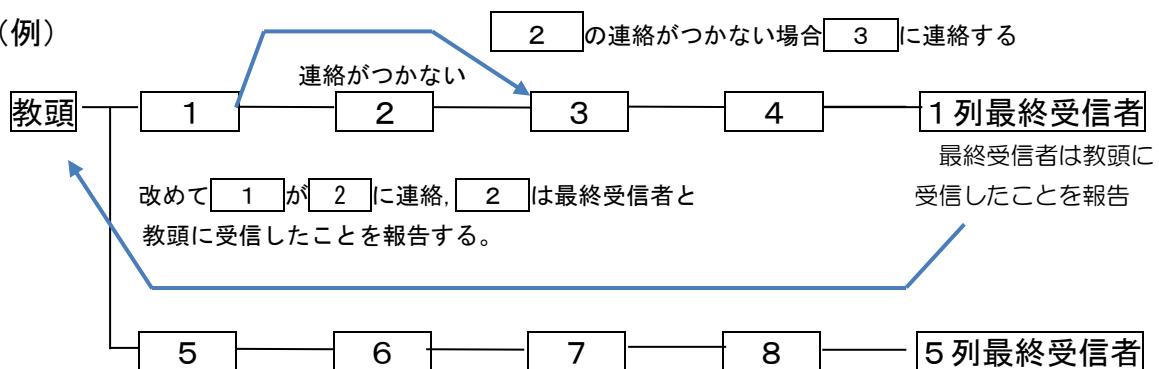
○連絡方法について

- ・連絡がとれない場合は、次の人に連絡をして、連絡がとれなかつた人物を報告する。
- ・最後の人は教頭（教頭が不在の時は事務長）に、連絡が来たこと、通信不能者および未連絡の人物名を報告する。

<通信手段を失った場合>

- ①公衆電話
- ②災害時伝言ダイヤル171
- ③自ら確保できる通信手段によって教頭へ連絡する。

(例)



7 生徒等の安否確認・連絡体制（休日・夜間・登下校時）

（1）生徒が学生寮内にとどまっているとき

<地震発生の場合>

震度	安否確認	確認手段
震度4以下	×行わない	×
震度5弱	△被害状況により校長・寮長が判断	寮長の指示のもと、宿直または日直の担当者が直接部屋を巡回し行う。
震度5強以上	○全員行う	担当者が被災し、自ら巡回できない時で、通信手段が確保できる場合には寮に滞在中の教職員に依頼する。 通信手段も確保できない場合は救助がくるまで安全な場所を確保し待ち、救助に来た者を通じ安否確認が可能な教職員をできる限り早く呼び、生徒の安全確保に努める。

<安否確認時の内容>

- 生徒の安否・けがの有無
- 被災状況

<通学生の安否確認>

- 通学生の安否については、担任が通信できる場合には担任が行い、校長に報告する。
担任が被災等で自ら通信できないときは寮に滞在中の教職員に依頼するか、他の教職員に依頼し安否の確認を行う。

災害伝言ダイヤル（171）や学校ホームページ等、複数の手段があることを予め周知しておく。

(2) ほとんどの生徒が学生寮内におらず、帰省・帰宅しているとき

<地震発生の場合>

生徒が帰省・帰宅等で寮に不在の場合の安否確認は生徒または保護者から学校または寮に連絡をすることとし、連絡方法を予め周知しておく。

震度	安否確認	連絡手段
震度4以下	×行わない	×
震度5弱	△被害状況により校長判断	連絡手段順位 ①電話連絡 ②電話以外の電子通信手段（メール、ライン、カカオトーク等） ③避難状況が短期で終わらないと想定しうる深刻な状況の場合は、郵便等可能な通信手段によって行う。
震度5強以上	○全員行う ただし、生徒が外国等国内の被害状況と直接関係のない地域に滞在していることが明らかな場合には、国内の被災状況が明らかになり避難体制等が確立されたと認められてから改めて行う。 安否確認の手順は寮生→通学生→外国に滞在の生徒の順に行う。	連絡手段順位 ①電話連絡 ②電話以外の電子通信手段（メール、ライン、カカオトーク等） ③避難状況が短期で終わらないと想定しうる深刻な状況の場合は、郵便等可能な通信手段によって行う。

<安否確認時の報告確認事項>

担任が行う。担任が不在あるいは職務に専念できない状態のときは副担任以下教職員の中で可能な者が代行して行う。

○生徒等及び家族の安否・けがの有無

○被災状況（生徒等の様子・困っていることや不足している物資等）

○居場所・今後の連絡先・連絡方法 等

学生寮に留まっている生徒に対しては7—(1)にしたがって安全確認を行う。

○通学生には以下の様式により予め連絡先を報告させる。

避難確認カード（安否確認カード）

登下校中や休日中・夜間中の災害時に安否確認するための避難先を確認しておくこと。

学年	班	氏名 (男・女)		
避難場所	登下校中 ① ②	休日中 ① ②		
保護者名			緊急連絡先	
避難場所	① ②			

(※) 災害伝言ダイヤル（171）を利用する方法があります。

8 施設設備等の安全管理

(1) 施設設備等の安全点検

①定期の安全点検

- ・施設管理責任者（火元責任者）一覧による毎月（毎学期）の安全点検と併せて、防災点検を毎年4月、9月に実施する。

②臨時の安全点検

- ・青丘祭・青丘カップ等の学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災等の災害時に必要に応じて実施する。
- ・安全性に関する新たな知見が示された際など、担当部局等の指示に従い実施する。

③日常の安全点検

- ・毎授業日ごとに生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について点検を実施する。
- ・施設を日常的に使用する者として日々活動する中で施設設備の不具合を見つけ危険箇所の把握に努める。

④避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検

・校内避難経路の点検

定期の防災点検日4月・9月に併せて、点検を実施する。

・校外避難場所、避難経路の点検

学期に1回程度、時期を特定せず適切な時間に実施する。（例：石岡市役所八郷支所に出張する場合など）

⑤その他（学校施設設備の状況整理）

- ・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理（担当：事務長）

(2) 安全対策の実施

- ・施設設備の安全点検後の対策については、ロック、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品の容器等の飛び出し防止対策等、学校で可能な対策についてはすみやかに実施する。

(3) 非常持ち出し品・備蓄品の点検

- ・別表（非常持ち出し品・備蓄物品管理表）に基づき、毎年9月に点検を実施する。

(別表)

非常持ち出し品・備蓄物品管理表

○非常持ち出し品（発災後、すぐに避難場所へ持ち出す物品）

品名	持ち出し責任者	確認日
持ち出し品一式 防災マニュアル、教職員、生徒等連絡名簿、ラジオ、携帯電話、ハンドマイク、ホイッスル、乾電池	①教頭 ②教務部長 ③体育主任	
救急用品一式	①養護教諭 ②保健厚生部副部長	
出席簿	担任（授業担当者）	—

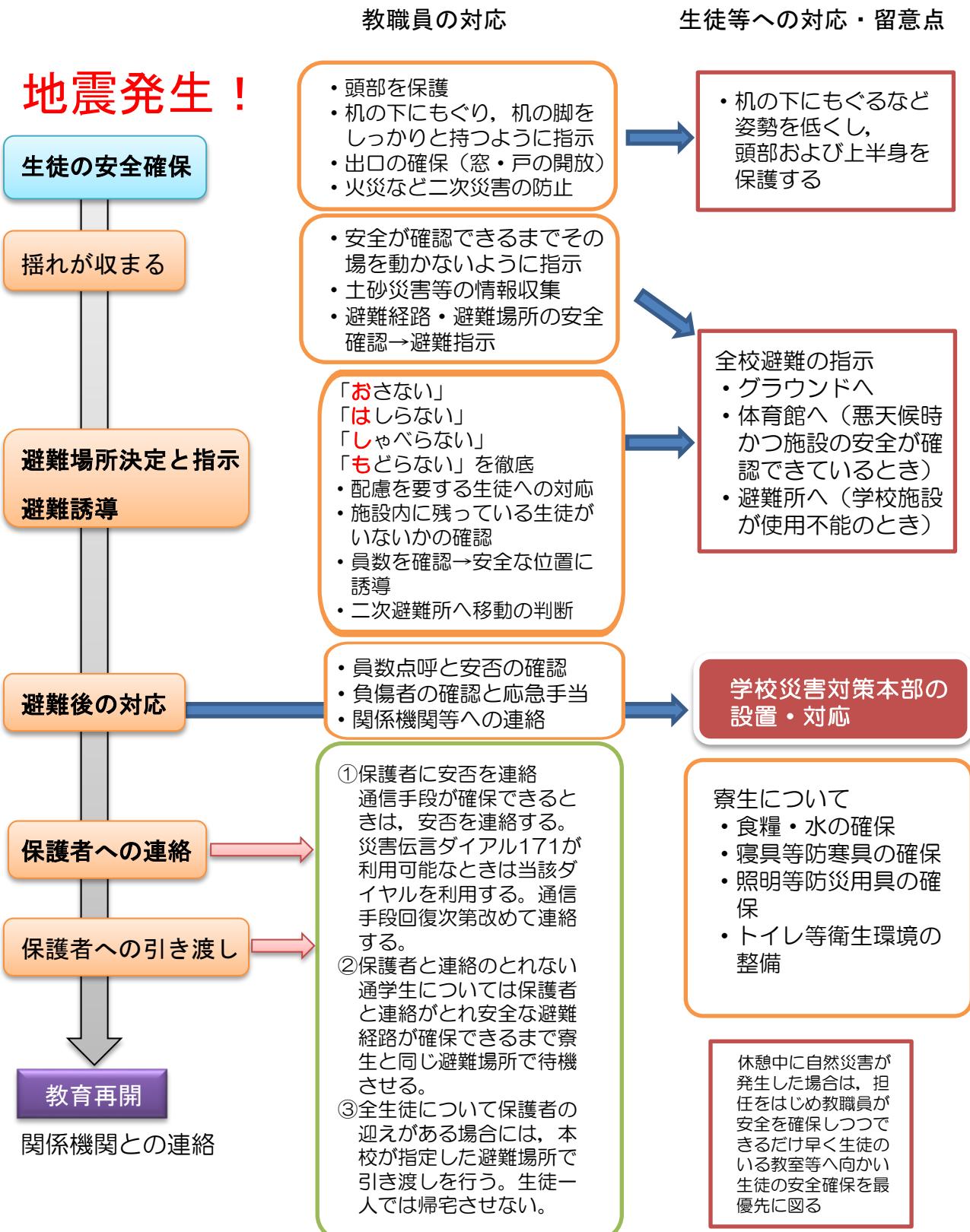
○備蓄物品管理表

※校内・学生寮にある備蓄品及び必要物品を一覧にし、まとめておくこと。

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急・救助用品	救急医薬品	1	保健室		養護教諭	
	救急用品一式	1	保健室		養護教諭	
	AED	1	保健室		養護教諭	
	毛布		学生寮		学生寮	
	ハンマー	3	用務倉庫		事務部	
	のこぎり	3	用務倉庫		事務部	
	バール	2	用務倉庫		事務部	
通信・その他備品等	ラジオ	2	事務室・寮		事務部	
	携帯電話	2	事務室・寮		事務部	
	乾電池		事務室		事務部	
	軍手		職員室		特活	
	ロープ		用務倉庫		事務部	
	投光器	1	事務室倉庫		事務部	
	ホイッスル	1	体育教官室		保健体育科	
飲食用品その他	水		学生寮		学生寮	
	非常食料		学生寮		学生寮	
	その他飲料		学生寮		学生寮	
	バケツ	2	事務室倉庫		事務部	
	ビニール袋		事務室		事務部	
	ブルーシート	2	用務倉庫		事務部	

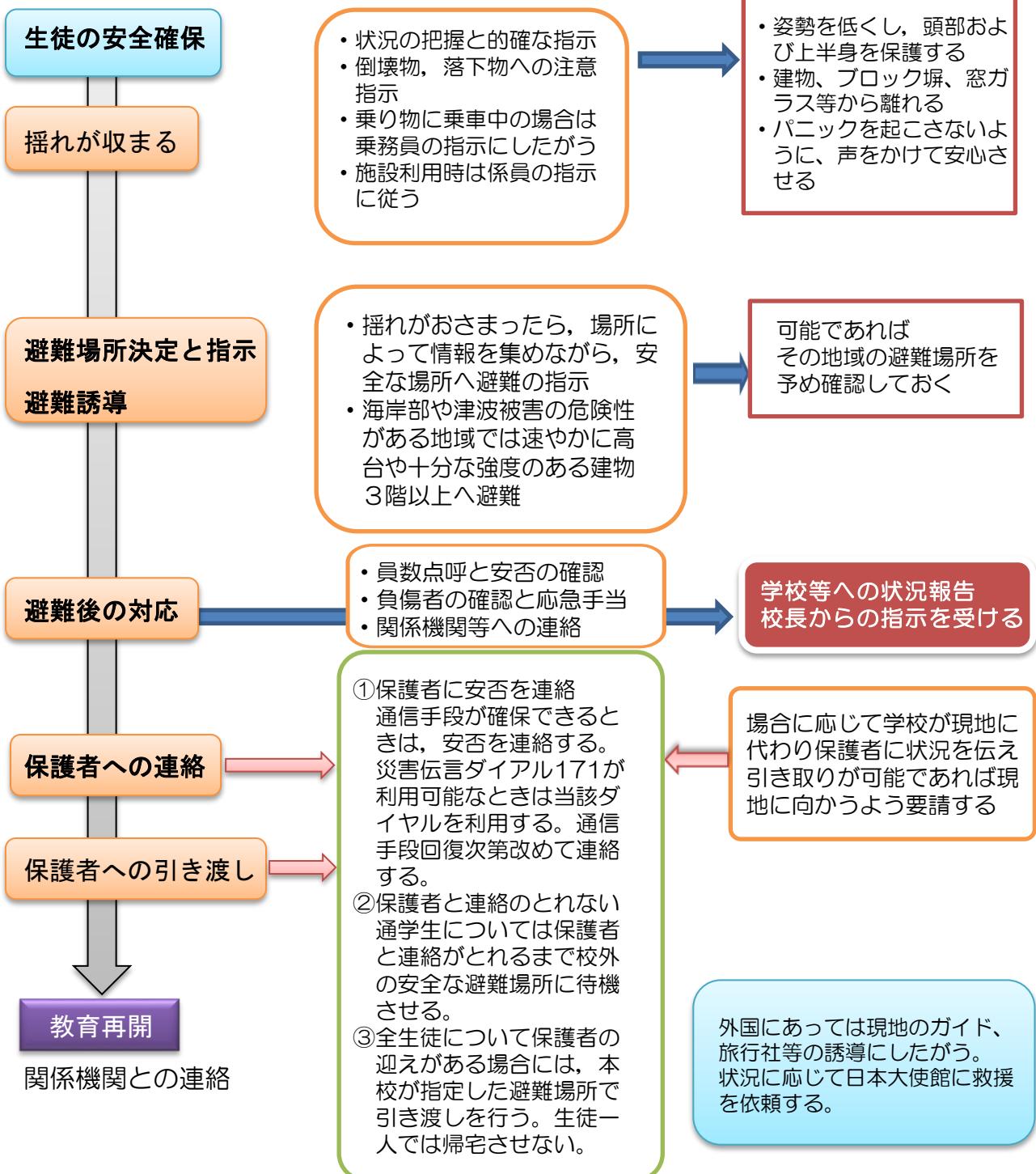
9 災害発生時別の対応

(1) 校内活動（授業等）中の対応



(2) 校外活動（校外学習・修学旅行・部活動等）中の対応

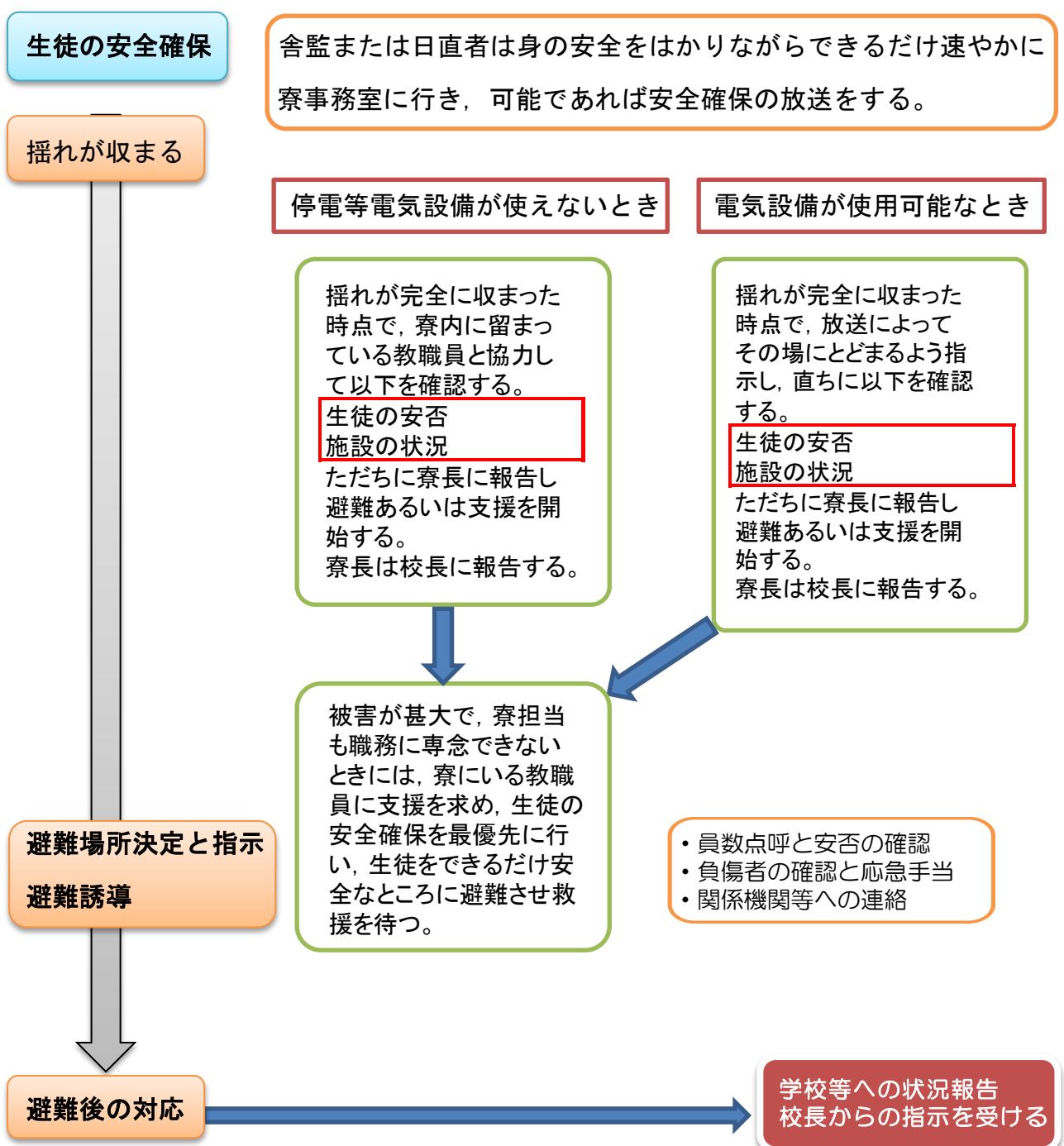
地震発生！



(3) 休日・夜間の対応

本校は全寮制を原則とする学校であるので、休日・夜間においても地震発生時の対応については 9-(1) 校内活動（授業等）中の対応 に準じて対応する。

地震発生！



10 学校災害対策本部の編成表

校長不在の場合の本部長代行 ①副校長 ②教頭 ③事務長

分 担	担当者名	役 割	準備物
対策本部	本部長 校長 副本部長 教頭	・各分担（以下）との連絡調整 ・非常持出し品の搬出	学校防災マニュアル 学校敷地図
本部設置場所 <火災の場合> 学生寮食堂	班長 青野 吉井	・校内の被災状況把握 ・記録日誌、報告書の作成	ラジオ 拡声器
<地震の場合> ①校長室 ②学生寮食堂 ③体育教官室	李順愛	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・私学振興室・市町村等との連絡調整、報告 ・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集	懐中電灯 携帯電話 マスターキー



分 担	担当者名	役 割	準備物
安全点検 消火	班長 保健厚生 部長 副班長 韓主喜 李永植 俞炯根 蔆 新井 河承宙	・初期消火、安全点検 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告	消火器 ラジオ 道具セット 手袋 被害調査票
応急復旧	李大地 高杉	・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認	被害調査票 ロープ
安否確認 避難誘導	班長 教務主任 副班長 長谷川 担任 (授業担当者)	・搖がおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 ・安全な避難経路を使っての避難誘導 ・行方不明の生徒等、教職員を本部に報告	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡	担任	・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認	引き渡しカード 出席簿 集合場所配置図
救急医療	班長 養護教諭 副班長 韓主喜 徐萬浩 高鎮模	・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡	応急手当等の備品 AED 水 健康カード マスク
救護	高杉 岡野	・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報	

1.1 災害時の学校再開までの手順等について

(1) 学校機能再開に向けた準備

災害後、いつどのようにして学校を再開するかは、災害の種類や規模等によって判断が異なる。また、学校が避難所となっている場合には、避難所としての機能を維持したまま学校教育機能を再開すべき場合もあるなど、状況に応じた対応をすべきであるが、例えば、以下のような観点を総合的に判断して、私学振興室等関係機関とも協議のうえ、学校再開の可否を判断する。

【学校機能の再開に向けた準備をするか否かの判断基準】

- 生徒等や教職員が避難所で生活しているか、自宅で生活しているかを問わず、全般的に日常生活（衣食住）や心身面での安定を取り戻しつつあるか。
- 生徒等や教職員が使用する教科書、補助教材、教具など、教育活動に必要な環境が整っているか。
- 避難者の自宅（主に通学生）等から学校への移動ルートが安全に確保されているか。
- 学校の施設・設備や教職員のマンパワーにおいて、学校としての教育機能を果たせる状況になっているか。
- 学校教育活動のため場所を確保できる状況になっているか。
- ライフラインの復旧（水道、電気、ガス）が進み、最低限の教育環境が確保されているか。

学校再開に向けては、以下の事項について確認をしながら、段階を追って準備を進める。

【確認事項】

- 生徒等、教職員の連絡先（避難先）の確認
- 生徒等、教職員が使用する教科書、補助教材、教具等の現況確認
- 生徒等、教職員の生活状況（衣食住）の確認
- 生徒等、教職員の心身の状況確認
- 学校の施設・設備等の確認
 - 教育活動を行うための教室、体育館等の安全性の確認
 - 生徒等、教職員の通学、通勤手段及び通学、通勤ルートの安全性
- 校内のライフラインの復旧状況
- 関係機関等と連絡協議・要請すべき事項
 - 地域の状況（通学、通勤ルートの被災状況）
 - ライフラインの復旧
 - 施設修繕箇所の集約
 - 学校の再開の可否（教科書、教材、教具等の確保）

（2）学校再開に向けた準備のための役割分担

校務分掌の部ごとに役割を分担する

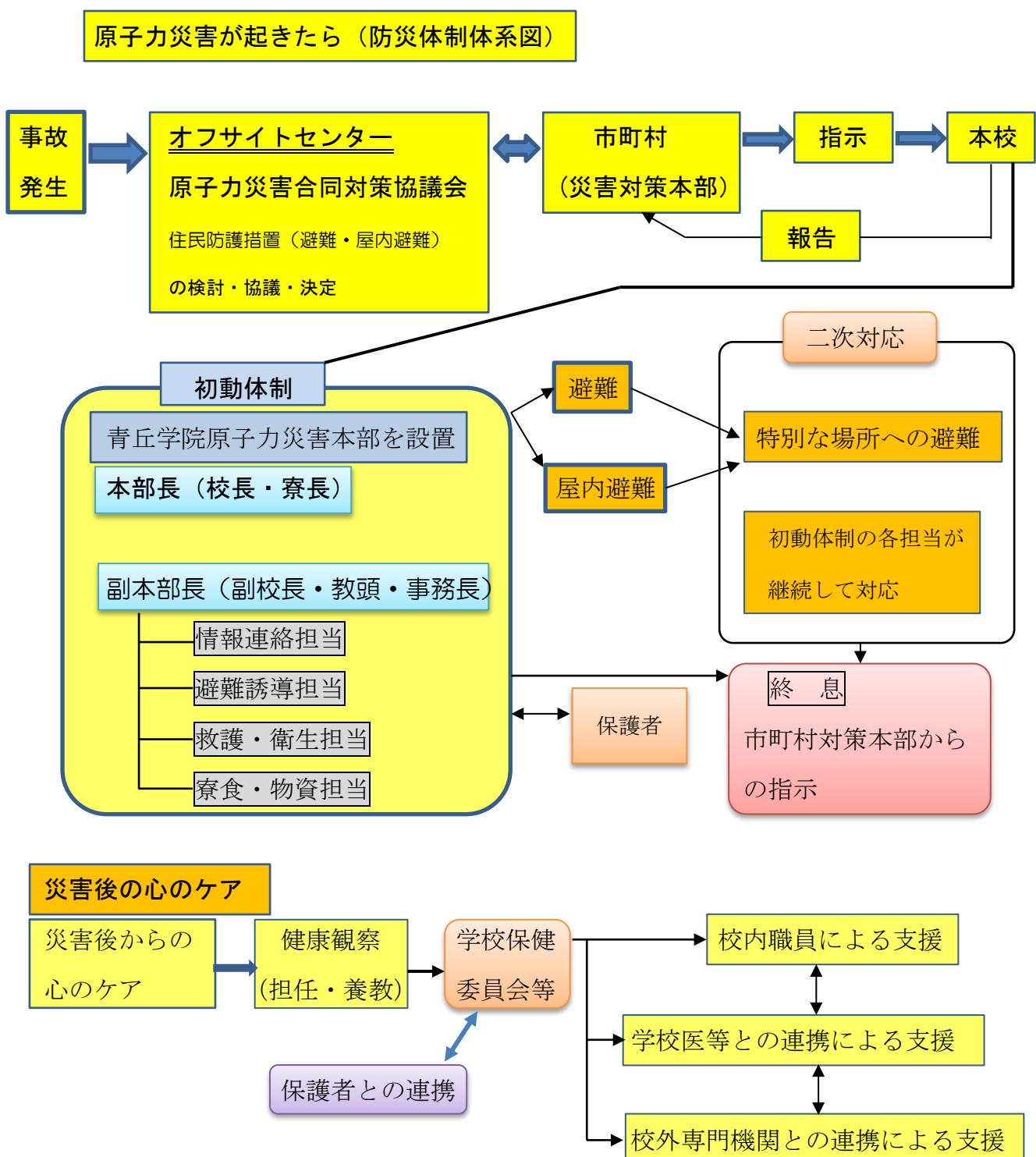
班 名	役 割
総括 ※管理職が担う	私学振興室等関係機関との連絡協議、要請等
総務部・生徒指導部	生徒等、教職員の連絡先（避難先）確認 生徒等、教職員の通学・通勤手段、通学通勤ルート確認
教務部・進路指導部	生徒等、教職員の教科書、教材等の確認 生徒等、教職員の教育環境（施設・設備等）
保健厚生部・募集 事務部	生徒等、教職員の生活状況（衣食住）確認

12 原子力防災

(1) 学校における原子力防災体制

原子力災害に備えて青丘学院原子力防災委員会を設置し、原子力防災体制を整備する。

学校原子力防災委員会は校内防災委員会をあて、読み替える。



(2) 青丘学院原子力災害対策本部組織の役割

担当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者
本部長	全職員に対し災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 保護者に対し学校の対応策や避難場所について周知徹底する。	学校原子力災害対策本部を設置し、市町村からの指示に従い、全教職員に定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 関係諸機関に随時状況の報告をする。	校長 寮長
副本部長	全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 関係諸機関及び報道機関に対する窓口となる。	〔副校長〕 教頭
情報連絡担当	情報を迅速かつ適格に伝達できる連絡網を作成する。 P 8 6 教職員の緊急連絡体制 参照	生徒の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する。 的確な状況を副本部長に報告する。 生徒に必要な状況を提供する。	教務主任 事務部
避難誘導担当	避難 手配する車両に生徒が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、周知徹底を図る。 校内退避 担任または授業担当者の指揮の下、教室で退避させるため教室に迅速に集合できる経路を生徒に周知させる。	避難 速やかに屋内に退避させ、その後、生徒に状況の説明をし、避難車両への乗車指導を行う。原則、担任が同乗する。 校内退避 教室内に安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、状況を説明後、待機させる。	担任 副担任
救護・衛生担当	救急用品の確保及び救護体制を整備する。	避難 関係各所と連携・協力を図り、生徒及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 校内退避 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに関係諸機関に連絡し指示を受ける。	養護教諭 保健厚生
給食・物資担当	搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。	関係諸機関との連携の下、必要な物資の確保とともに適切に配給する。	寮食堂 事務部

(3) 原子力災害が起きたら

1 避難の場合

避難とは市町村災害対策本部からの指示により、市町村が手配する車両によって、放射線被ばくをより低減できる予め指定された避難場所へ移動すること。

学校は、避難の指示が出た場合、速やかに生徒を屋内に退避させ、その後、市町村の手配する車両に安全に乗車できる体制をとる。

場面	生徒の動き	教職員の動き
登校時	<p>通学生 防災無線や広報車などの放送を聞き、指示に従う。</p> <p>寮生 寮または学校の指示に従う。</p>	登校してきた生徒を速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。教職員の出勤状況により退避場所を学校か寮に指定する。
学校にいる時 (含自校における課外活動)	<p>○屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</p> <p>○避難のための車両へ乗る時には、落ち着いた行動をとる。</p> <p>○避難所に着いたら、先生や市町村の人の指示に従った行動をとる。</p>	<p>○屋外にいる生徒を速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。</p> <p>○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</p> <p>○市町村が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</p>
下校時	<p>通学生 防災無線や広報車などの放送を聞き、指示に従う。</p> <p>寮生 寮または学校の指示に従う。</p>	下校してきた生徒を速やかに寮内に退避させ、避難の準備をさせる。
学外活动中	<p>《事故発生現場の近くで活動中》</p> <p>○災害情報を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。</p>	<p>《事故発生現場の近くで活動中》</p> <p>○市町村災害対策本部からの指示に従う。</p> <p>○生徒を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。</p> <p>○【自校車の場合】市町村の指示に従い、速やかに離れ、所在を学校へ報告する。</p> <p>【自校車でない場合】市町村が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。</p> <p>○保護者へは学校から状況の報告をする。</p>

休業中に寮に残っている生徒について寮に退避させた後、避難の準備をさせる。

2 退避の場合

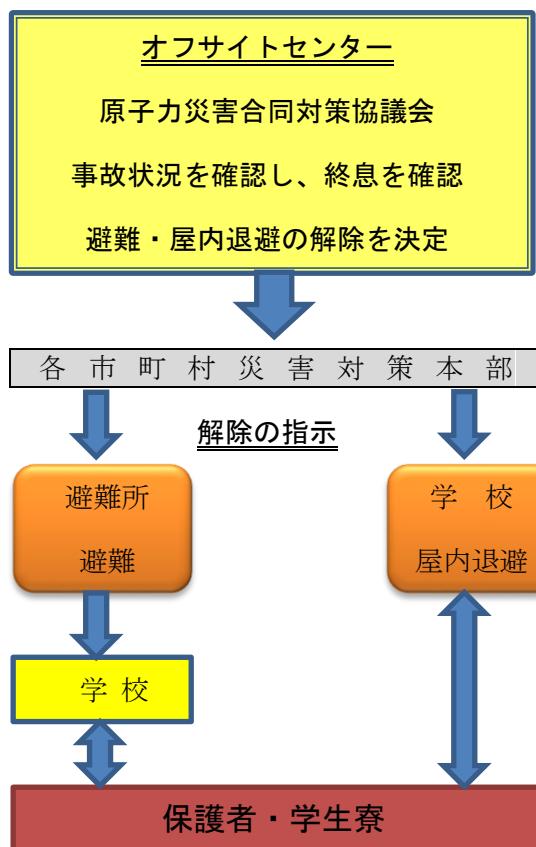
退避とは市町村災害対策本部からの指示により、教室等の屋内に退避することにより放射線の防護を図ること。

学校は、屋内退避の指示が出た場合、速やかに生徒を教室等に退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、次の指示が出るまで教室等にて待機させる体制をとる。

場面	生徒の動き	教職員の動き
登校時	<p>通学生 防災無線や広報車などの放送を聞き、指示に従う。</p> <p>寮生 寮または学校の指示に従う。</p>	<p>○登校してきた生徒を速やかに屋内に退避させる。教職員の出勤状況により退避場所を学校か寮に指定する。</p> <p>○生徒の健康観察を行い、その結果を副本部長へ報告する。</p> <p>○保護者へは学校から状況を報告する。</p>
学校にいる時 (含自校における課外活動)	<p>○屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避する。</p>	<p>○校内放送により、自分の教室以外にいる生徒を速やかに教室に退避させる。</p> <p>○教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</p> <p>○生徒の健康観察を行い、副本部長に報告する。</p>
下校時	<p>通学生 防災無線や広報車などの放送を聞き、指示に従う。</p> <p>寮生 寮または学校の指示に従う。</p>	<p>寮に戻った生徒を速やかに寮食堂に退避させ、状況を確認し、寮長または副本部長に報告する。状況によっては各部屋に戻す。</p>
学外活動中	<p>《事故発生現場の近くで活動中》</p> <p>○災害情報を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避する。</p>	<p>《事故発生現場の近くで活動中》</p> <p>○市町村災害対策本部からの指示に従う。</p> <p>○生徒を近くの建物に退避させる。</p> <p>○【自校車の場合】市町村の指示に従い、速やかに離れ、所在を学校へ報告する。</p> <p>【自校車でない場合】近くの建物に退避する。</p> <p>○保護者へは学校から状況の報告をする。</p>

休業中は基本的に寮に退避させる。

(4) 原子力災害が終息したら



	生徒の動き	教職員の動き
避難	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の解除についての説明を聞く。 ○学校まで戻る準備をする。 ○学校へ着いたら先生の指示で教室または学生寮に入る。 通学生 保護者が迎えに来た場合は一緒に帰る。 ○保護者・寮監は健康観察を行い、生徒に異常があった時は学校に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村災害対策本部から避難解除の指示を受ける。 ○指示によって学校に戻る準備をさせる。 ○学校へ戻ったら生徒の把握に努め、副本部長に報告する。 通学生 保護者への引き渡し ○連絡を受けた学校は健康状況を集約し関係諸機関へ報告する。
屋内 退避	通学生 保護者が迎えに来た場合は一緒に帰る。 寮生は各自部屋に戻る。 ○健康観察は避難の時と同じ。	通学生 保護者への引き渡し <ul style="list-style-type: none"> ○連絡を受けた学校は健康状況を集約し関係諸機関へ報告する。

青丘学院つくば中学校・高等学校 点検チェックリスト

点検日時 年 月 日() : 頃

点検結果		記入者名					
A : 異常は認められない、または対策済み B : 異常かどうか判断がつかない、わからない C : 異常が認められる		点検箇所 (該当に○)	体育館 普通教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他				
		実施場所 (具体的箇所)					

番号	点検項目	点検の種類	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)
			脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質		
I. 天井									
①	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
II. 照明器具									
①	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
III. 窓・ガラス									
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
②	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	劣化					A・B・C	
③	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い方					A・B・C	
④	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
IV. 外壁(外装材)									
①	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。 (庇や軒、バルコニー等を含む)	劣化					A・B・C	
V. 内壁(内装材)									
①	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
VI. 設備機器									
①	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
②	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	劣化					A・B・C	
VII. テレビなど									
②	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	耐震性					A・B・C	
VIII. 収納棚など									
①	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性					A・B・C	
②	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方					A・B・C	
③	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方					A・B・C	
IX. ピアノなど									
①	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性					A・B・C	
X. ブロック塀等									
①	ブロック塀等	塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化					A・B・C	
X I その他 (必要があればそのつど記入する)									